

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

（平成24年12月12日）

早川新平委員長

おはようございます。

それでは、ただいまより総務常任委員会並びに予算常任委員会総務分科会を始めさせていただきます。

冒頭、朝日新聞社さんが傍聴にお入りになっております。

委員の皆さんにお諮りをさせていただきますけれども、休会中の所管事務調査報告書、皆様のところに配付をさせてもらっておりますけれども、ご一読を願いますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、最後のその他の項のところでは所管事務調査について調査を行うか、行わないか調査事項に何をするかということを決めさせていただきたいのですけれども、委員の皆さんのご意見を伺いたいのですが、どうでしょうか。所管事務調査ですが。

毛利彰男委員

正副委員長に一任します。

早川新平委員長

正副委員長一任という声が上がりましたけれども、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、正副委員長のほうで取り計らわせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

早川新平委員長

それでは、前に理事者の方、危機管理監がお座りですが、議案第94号の危機管理監の所管のところについて説明をお願い申し上げます。

吉川危機管理監

改めておはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

冒頭、ちょっとご挨拶も兼ねましてご報告だけ申し上げますが、北朝鮮のミサイル事案につきましては、ご報告を議会のほうにもさせていただいておりますが、24時間体制ということで、消防本部と連携をしまして対応させていただいております。ただ、非常に期間が延長されるような事態にもなっておりまして、この辺は臨機応変に適切に対応してまいりたい。特に24時間体制につきましては、消防本部と連携をさせていただくということで進めておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案として債務負担行為の補正についてお願いをしておりますので、担当課長から説明をさせます。よろしく願いいたします。

坂口参事兼危機管理室長

おはようございます。危機管理室、坂口でございます。

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、債務負担の補正についてご説明をさせていただきたいと思っております。補正予算書ナンバー2の11ページのほうで記載されております債務負担行為補正という追加分のところの第5段に記載されている部分でございます。

第5段のほうに記載されております災害時緊急情報及び安否参集確認システム保守管理業務委託費ということで上げさせていただいております、これにつきましては、平成24年度から平成27年度ということで、平成24年度に契約を行いまして、債務負担として平成25、26、27年度分の契約を行うという内容でございます。限度額につきましては608万7000円ということでございます。その保守の委託費の概要につきましては、うちのほうから予算常任委員会資料ということで別につけさせていただきました。資料に基づいて少しご説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年11月定例会議会、危機管理監危機管理室補正予算というところに記載させていただいておりますが、まず目的からでございます。

市民に災害時の緊急情報を提供するシステム。通称あんしん・防災ねっと言われてお

ります一般市民に対するメール等を活用した情報発信システムでございます。それと、職員の安否確認と非常参集を行うシステムと。これもA S Kメールという名前と呼ばれております職員の非常参集用のメールシステムでございます。これの保守管理委託ということで今回提案させていただいております。

その内容につきましては、現在NHKプラネットという会社と随意契約を隔年で行っております。これにつきましては、メール配信登録者を毎年業者に登録を移行するということが非常に困難なために、随意契約とさせていただいているところではございます。それを近年、こういう配信システムを持った業者も非常にふえてきましたことから、入札による複数年契約によります競争原理を働かせたコスト削減並びにサービス向上を図るという意味から、この3年契約に変更させていただきたいということで提案させていただいております。

それと、この概要につきましては、災害時緊急情報配信システム、今言いましたあんしん・防災ねっと、これにつきましては、現在、11月現在でございますが、9413件の登録がされている。続きまして、職員のほうの参集システムのほうにつきましては、現在1977件ということでございます。

それと、債務負担額につきましては、先ほど述べさせていただきました608万7000円ということでございますが、この金額につきましては、本年度、平成24年度の予算額でございます202万9000円、これの3年間分ということを限度額としてここに掲げさせていただいております。期間につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

債務負担行為につきましてはの説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですが、委員の皆様、ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

中川雅晶委員

まずこの参考資料の中の災害時緊急情報発信システムのメール配信登録者数と、それから安否参集確認システムの登録者数というのは、この数字というのはどういう数字というか、本来あるべき数字というのはどれぐらい持っておられて、今、現状はどうかとか、職員の安否参集確認のメール配信登録者数の1977件というのは、本来は配信の対象となる

職員に対して何件なのかというか、何%なのかよくわからない数字で、もうちょっと詳しく説明いただきたいということと、それから、今回、債務負担において、随意契約から、入札において複数年契約へ移行するということはわかりますが、個人情報を取っておられるということで、その個人情報の、例えば業者が変わった場合のリスク管理とか、そういうシステムはどうなっているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。登録の数につきまして、あんしん・防災ねっと、これにつきましては9413件というのは、四日市の人口といたしますか、携帯を活用される人々の人口から言えば、まだまだ少ない数でございます。今後も機会を捉えて、このようなあんしん・防災ねっと、ここへ登録を、現在もいろいろな、出前講座とか防災講話、こういうところ辺では登録をしていただくよう、また広報紙等も含めて広げていくよう努力はしております。今後もこの加入への啓発活動というのは随時進めていきたいので、できれば四日市で携帯電話を持っている人が全て登録していただけるのがベターということでは考えております。

それと、職員につきましても、非常参集システムでございますが、現在、2600人前後の職員がおる中で2000人ということで、まだ登録されていない方、携帯電話を持っていない方も中にお見えにはなりますので、全てというのは非常に難しいかも知れませんが、この件につきましても、職員のほうにこの危機管理という意味の中で意識を高めてより多くの職員に登録を進めていきたい、そのように考えております。現在これで満足した数ではございません。

早川新平委員長

まだあるやろ、もう一つあるやろ。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

あと、メール配信登録者の個人情報につきましてでございますが、これについては、この契約を交わすために個人情報の確保ということで、契約書の中に必要以外に利用することはできないというようなことで明記をさせていただいて、契約を取り交わし、個人情報

の流出といったらおかしいのですが、保護に当たっているというところでございます。

中川雅晶委員

さっきのメール配信登録者数というのが9413人というのは、人口から考えると、かなり少ないということの認識ということでありまして、それは理解はできました。しかし、今回この保守管理業務委託に、3年で600万円強を支出をするに当たっては、やっぱり登録者数をいかにふやしていくかというか、それをどういうふうにしていくかというところの促進策というのが見えないので、あわせてそこもしていただかなければ、せっかくのシステムが有効に稼働しないというのは、どう考えても余りよろしくないのかなと思いますので、そのこの努力をもうちょっと見せていただきたいなというふうに思います。

それから、職員のほうは、2600人とおっしゃいましたかね、登録者が2000人にも満たないというのは、これはどういう認識なのかちょっとよくわからないのですが、ほぼ100%であっても当たり前、それは何人かが抜けているとかというのであればそうなんですけれども、いざ何かあったときに招集する、そのリスク管理を多分されておられると思いますけれども、その職員の方の居住地とか、それから何もかも寸断されても、最低これだけは集まってこられるとかというの、いろいろリスク管理はされているのですけれども、せっかくこういうシステムがあるのに、市民の方がこれを見たら、どうなっているのかなというふうに思ってしまうことの説明責任とか、その辺、どういうふうにこれを、例えばここまでの妥当な数字として、ちゃんとリスク管理上はこの数字が妥当ですよという、例えば数字をあらわして、それに対してこれだけですよとか、もうちょっと説明ができるような数字の説明をしていただきたいなと思うんですが。

内糸室付主幹

危機管理室の内糸です。

職員の件ですけれども、職員につきまして、先ほど室長からありました2600人に対して1900人、2000人というところの数字につきまして、基本的には事務職員といいますが、我々みたいな形の職員につきましては全て登録はされております。携帯電話を持っていない職員については別ですけど、基本的には全員登録という形で、昨年度からさせてもらいました。それまでは一部の職員、体制で言うと1次とか2次とかの対象職員であったのですが、やはりおっしゃられるとおり危機管理体制の推進という形で、全職員登録というこ

とを基本にさせてもらいました。ただし、今言った乖離ある数字のところにつきましては、学校の職員、教師の部分と病院の職員といったところがありまして、病院職員については、別で基本的に災害時の体制をとっているということもありまして、登録ということ、勤務の関係もありますので、そのところは一応入れていないということもありますが、基本的には、全職員登録という形になっている。あとは、携帯電話を持っていない職員とか、一部とれていない職員があるかもしれませんが、基本としては全職員と。ただ、今後につきましては、その辺のところの部分についても、先ほど室長が言いましたように、職員全員体制でという方向でまた進めていきたいと思っております。

あと、個人情報につきましても、携帯電話のメールサービスにつきましては、携帯電話のメールアドレスのみの登録であって、例えば僕、内糸ですと、内糸のメールアドレスがこのメールアドレスだという形の登録、よくあるサービスのような登録はしなくて、あくまでもメールアドレスの登録だけという形ですので、当然それも個人情報という形で踏まえてはおるんですが、最低限の情報を登録するという形で進めておるということもあわせて報告させていただきます。

以上です。

#### 中川雅晶委員

さっきの登録、特に職員の登録者数であれば、やっぱりこの説明の中にわかりやすいように、病院職員、それから学校の職員とか、そういう形でちゃんと、傘にかかっていますよというような、もっと丁寧な説明なり資料の作り方をしてもらわなければ、パーンと数字だけ見ても、この数字が一体どうなのかというのは我々もわかりませんが、市民の方はもっとわからないと思いますので、その辺の配慮をしていただくようお願いをして、とりあえず終わっておきます。

#### 早川新平委員長

中川委員がおっしゃるのはもっともで、数字だけひとり歩きして誤解を招くということも当然ありますので、そういったところは網羅をできるようにお願いいたします。

#### 野呂泰治委員

僕、ようわからんのやけど、簡単に教えてほしいんですけど、このシステムは、災害が

起こったときに、職員が、いわゆる皆さん方が非常体制をするときに、各職員に連絡を早くするというか、よりの確に情報を伝えて、そして行動を起こしたいというようなやり方と捉えていいんですか。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。委員の言われたとおり、体制を早く整えるという意味で来ていただくのと、また大災害時にその状況、参集できない状況になる方もおみえになると思いますので、そういう状況を早くつかむことによって、こちらの体制を立ち上げるということで、このASKメールについては、そのような活用を考えております。

野呂泰治委員

非常のときも当然そうなんですけど、日常のときの連絡というか、そういうのはこれは使わないと。これはそれとはまた別と考えるんですか。業務連絡というか、自分たちの所管の部とか課とかの中では。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。ここにうたっております職員の安否、非常参集につきましては、原則危機管理、災害時等ということでございます。

野呂泰治委員

我々の地区でもそうなんですけど、よく連絡網とか回覧板とか、そういったことでよくあるんですけど、それはそれとして、それともう一つ、中川委員もちょっと説明のということで誤解を招くと。私もこれを見たとき、市民に災害時の緊急情報を提供するシステム及び職員の安否確認ということなんですけど、何か起こったときに職員だけの安否だけを確認するための体制なのかと。すると、こういうことになったときに、市民にはどうやって教えてくれるのやという誤解が生じないか。だから、この辺の文言の出し方が、私はちょっとあれと思ったんですね。職員だけ、仕事のためにこれはつくってくるシステムなんだけれども、我々の。

それと、もう一つはプライバシーという問題が出ました。いわゆるメールのそのことね。それはよくわかるんですけども、情報管理ね。でも、我々の仕事というのは、公務員であ



れば、こんな非常時のときの体制を組むときに、プライバシー云々なんて、そんなことじゃないんじゃないかと僕は個人的には思うんだけどね。公務員の仕事とは何なんだと。公務員とは何なんだというところまで市民の方は言われる意見があるかも知れませんね。その辺の配慮についてどう思いますか。

内糸室付主幹

危機管理室の内糸です。

安否確認システムのところのシステムについてもう少し補足させていただきます。なぜこれが安否確認システムになっておるかということ、阪神・淡路大震災や東日本大震災のときもそうなのですが、職員が被災して参集できないということがあったら、そういったところから、まずは参集の連絡をかけるという、一般的にはそれはメールのサービスなんです、それに加えて、僕らは英語で言うたらアンサーバックという言い方をしますが、職員が要は何分ぐらいで参集できるのかと。職員の状況はどうなのか。本人被災しているとか、家族が被災しているとか、そういったことでもしも来られないという形があれば、そういう情報がないと、何で職員が集まらないのかということがわからなかったというようなことが過去の災害の反省からありまして、こちらについては、安否確認というのは職員を参集させるための、要はシステムといった形で安否確認をとるというような形のシステムとなっております。

先ほどおっしゃいましたように、当然職員は非常時には全員体制、これはメールが来なくても震度幾つ以上であれば全員集まるとか、そういったことも決めています。基本的には震度5強以上であれば全員参集であるとか、当然メール以外でも電話での確認体制なんかもあわせてとらせていただいておりますが、電話が使えないとか、そういったこともあったらいけませんので、それを補完するためのシステムという形で準備をしているシステムであります。

以上です。

吉川危機管理監

危機管理の吉川でございます。

ご指摘もいただきました職員の安否参集確認という非常に誤解を招くような文言でもございますので、今後とも職員の非常参集ということで確認をさせていただきたい。文言の

今後使い方を手配したい。

それから、ちょっと今入っているかわかりませんが、北朝鮮のミサイルですが、9時49分に発射をされたという情報が入りまして、ちょっとばたばたして大変恐縮です。

早川新平委員長

危機管理監、吉川さん、危機管理室に行って。じゃ、暫時休憩をします。

順番を変えるわ。吉川さん、とりあえず先に戻って。緊急事態で。

毛利彰男委員

質疑がなかったら、もう閉めてしまったら。あったら、チェンジするか何か。

吉川危機管理監

申しわけございません。予定どおりのコースでフィリピン沖のほうへ落ちたようでございますので、ご報告させていただきます。大変恐縮です。

早川新平委員長

今毛利委員ほうからも発言をいただきましたけれども、とりあえず危機管理監は危機管理室に戻ってください。

他に委員さんでご質疑はございませんか。

笹岡秀太郎委員

10分ぐらい休憩をしてもらって、ちょっと委員間討議だけして、とりあえず休憩したら。

早川新平委員長

じゃ、休憩します。再開は35分で、危機管理監は適切な対応をして、ここに出てこなくても結構です。

では、休憩に入ります。

10 : 25 休憩

早川新平委員長

おはようございます。

政策推進部の所管に入りたいと思います。慌ただしくて非常に申しわけないのですが、緊急事態が発生ということで、急遽お入りをいただきました。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費（人件費補正分を除く）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

早川新平委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会、議案第94号の政策推進部関係部分のご説明をお願いいたします。

藤井政策推進部長

おはようございます。政策推進部、四日市港管理組合の負担金の関係、それから広報広聴課の債務負担行為の関係ということでございまして、あと四日市港に関しましては、若干県・市負担金に関係のない港の特別会計の分についても説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

早川新平委員長

よろしくをお願いいたします。ご苦労さまです。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

政策推進部の服部でございます。私のほうから歳入歳出予算の補正、土木費、港湾費についてご説明させていただきます。

補正予算書につきましては46ページから49ページでございます。

説明につきましては、予算常任委員会資料でご説明させていただきたいと思ひます。予算常任委員会資料の一般会計補正予算（第5号）のつづりでござひますが、こちらの政策推進部のところをお開きさせていただきたいと思ひます。まず2ページから3ページでござひます。よろしいでしょうか。

まず2ページをごらんさせていただきたいと思ひます。四日市港管理組合への負担金の補正でござひます。四日市港管理組合の一般会計予算の減額補正に伴ひまして、四日市市の負担金額の補正を行うものでござひます。四日市港管理組合負担金2721万1000円の減額でござひます。この減額補正によりまして、四日市港管理組合に対する四日市市の負担金額は、当初予算15億9676万円に対して、15億6954万9000円となる予定でござひます。

四日市港管理組合の一般会計の補正の内容でござひますが、2ページの下の表でござひます。主な内容をご説明させていただきたいと思ひます。歳出につきましては、借入金の返済に係る公債費で1446万円余の減額でござひます。これは償還利子について起債事業の繰り越しによる借入額の減少や借入利率が当初見込みを下回ったことによるものでござひます。

また、人件費の減額補正でござひまして、職員数に変動はござひませんが、四日市港管理組合に派遣されている職員の人事異動に伴う人員の入れかえを反映いたしまして、つまり、今年度は前年度と比較いたしまして給与が低い職員が派遣されたということに伴ひまして、所要見込額が当初予算の見込額よりも減額となる見込みになったということで、その分を減額補正するものでござひまして、議会費から港湾建設費までの各款にわたひまして203万円余の減額をするものでござひます。

その他は児童手当などでござひまして、127万円余の増額補正でござひまして、歳出全体で1821万7000円を減額補正となつてござひます。

一方、歳入につきましては、借入金が4306万9000円の増額補正でござひます。これにつきましては、剰余金を積み立てている港湾経営基金からの繰入金でござひまして、決算において剰余金が当初予算の見込みよりも多く生じたことから、増額となった剰余金分を財源といたしまして基金から繰り入れるものでござひます。

そして、歳入歳出の収支差分を県・市負担金で賄うというものでござひまして、今回の補正で歳入の増額、歳出の減額によりまして、県・市負担金が6128万6000円の減額となりまして、本市負担金は負担割合に基づきまして2721万1000円の減額となるものでござひます。

以上が四日市港管理組合の一般会計の補正に伴う本市の負担金の減額補正でございます。

続きまして、本市特別会計、四日市港管理組合特別会計でございますが、本市負担金には関係ございませんが、特別会計も今回補正を行っておりまして、そこで参考に主要な事業につきまして、こちらでちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

予算常任委員会資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

主要事業といたしまして、四日市港霞ヶ浦北埠頭における新たな物流センター整備に係る地盤改良費の債務負担行為の設定を行っております。限度額2000万円で平成24年度から平成25年までの期間での債務負担を新たに設定してございます。

これにつきましては、四日市港霞ヶ浦北埠頭第85コンテナターミナル背後地の未利用地でございますが、約9.1haのうちの約5haの部分の地盤改良を行うための設計業務費の計上でございます。

場所は、資料3ページの中ほどの図面で丸く囲ってあるところでございますが、こちらに民間が中心となって新たな物流センターを、これは倉庫としての保管庫だけではなくて、コンテナ詰めとか、取り出し、加工、組み立て、仕分け、発送までできる施設でございますが、これを新設する計画がございます。そのために敷地を四日市港管理組合が整備しておくというために行うものでございまして、地盤改良の工事費は平成25年度の当初予算で計上する予定となっております。

その他、特別会計の補正の概要については、下段の表にあらわしてございます。主な内容でございますが、歳出は主に人件費の減額や港湾整備事業基金積立金の追加などございまして、歳入は繰越金の計上及び港湾整備基金からの繰入金の減額でございます。

説明は以上でございます。

餅井参事兼広報広聴課長

それでは、ただいまごらんになっていただいております資料を1枚戻っていただきまして1ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書のほうは11ページでございますけれども、お手元資料のほうでご説明申し上げます。

債務負担行為の市政情報提供番組制作委託でございます。これは昨年度、予算常任委員会の中でCTY関連事業のゼロベースでの見直しという中でご議論いただきまして、本年度より制作と放送を切り離しいたしました。これは制作側のほうの業務委託でございます。

目的といたしましては、市の施策や啓発情報、まちの魅力などにつきまして市政情報提

供番組ちゃんねるよっかいちを制作するということでございます。20分の番組を年間36本制作をしてございます。

この映像の活用につきましては、まず一つはC T Yのほうで10日更新で番組として放映しているということでございます。さらに、動画共有サイトのユーチューブといったところへ公開をしております。また、あわせまして市のホームページのほうにも映像ギャラリーということで公開をしているという状況でございます。

広報媒体間での連携でございますけれども、ことしからこの広報よっかいちのほうで四日市の日本一という、そういったシリーズをしております。それをこのちゃんねるよっかいちのほうにも映像としてあらわしまして、媒体間での連携といったものやっております。あるいは、広報のツイッターの中で、撮影現場のツイートをいたしまして、番組予告をするといったようなこと、こんなことをやりまして、知名度向上といったことに努めているというところでございます。

これらにつきましては、創意工夫によりまして、視聴者の方に訴求力が高い、そういった業者の方をプロポーザルによりまして決定していきたいというふうに考えております。

補正予算額といたしまして4681万8000円。期間は平成24年度からでございますけれども、平成24年度は平成25年度分の制作に入るとことでございまして、実質的には平成25年度から平成27年の3年間分の事業経費ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆様、ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

そうしたら、市政情報番組の委託についてちょっと教えてください。目的はこれでわかるんですが、内容ですけど、映像の多様な活用というふうになっているけど、著作権は、これは四日市に帰属するというふうに理解していいんですか。

餅井参事兼広報広聴課長

はい、そうでございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、このユーチューブとか、あるいは市ホームページ上の映像ギャラリーとして公開するというのは、別立ての予算でやる、この中の予算に入っている、ということ。

餅井参事兼広報広聴課長

番組の提供したDVDを我々が入手しまして、あるいは職員のほうが手作業で掲載しております。

笹岡秀太郎委員

それは、CTYは著作権はこっちに帰属するという事は契約の中に入っているの。

餅井参事兼広報広聴課長

この件は一切CTYとは関係ございません。民間の制作業者のほうが制作いたしまして、できたDVDをCTYのほうにも提供するし、それから我々のほうで職員みずからがユーチューブにも公開していくといった作業をさせていただきます。

笹岡秀太郎委員

ちなみにどこが制作するのかな。

餅井参事兼広報広聴課長

今年度は津のほうにございますランダムハウスという映像会社でございます。

笹岡秀太郎委員

例えば視聴率が低いと、普通番組というのは打ち切りがよく民間ではあるわな。これは平成25年、平成26年、平成27年の3年間をこのまま契約していこうという話なんやけど、例えば視聴率が悪かったときに、投資し続けるのかなという思いがあるんやけど、その辺はどうなの。

餅井参事兼広報広聴課長

委員のほうから視聴率という話がありました。四日市市といたしましては、市政アンケートのほうで、例えばちゃんねるよっかいちがどれだけ見られているかということの統計をとっております。そういう中では、これまでも30%以上の方々がごらんになっていただいているということでございますので、この数字をさらに上げていくという方向で我々としてはこれをやっていきたいなというふうに考えております。

笹岡秀太郎委員

そうすると、例えばこの制作会社のつくったものをCTYで放映してもらおうという総合的な金額というふうに理解していいの。例えばつくった番組をCBCとか他局に放送してもらうことも可能ということで理解していいの。

餅井参事兼広報広聴課長

それはもちろん可能でございます。ただ、現在CTYのほうは無償で放送枠を提供していただいております。その他の民放になりますと、当然それなりの放送料が要ということでございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、これは今言った津市の会社がつくったものを著作権として四日市が持つとって、CTYは無料で放送してもらったの、無料ということなの。

餅井参事兼広報広聴課長

これは昨年の予算常任委員会の中でもご説明申し上げましたけれども、放送と制作を分離いたしまして、放送につきましてはCTYが無料で放送枠を提供していただいております。

早川新平委員長

他にございませんか。

川村高司委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、例えば市民リポーターの人選とかは、市のほ



うがやっているのか、それとも制作会社のほうで選考はされているのか。そういう選考基準とか、あと更新とか、採用に当たってどういう基準でされているのかちょっと教えていただきたいんです。

餅井参事兼広報広聴課長

選考につきましては、市のほうで、これも3年間という形で3年ごとにやってございます。この選考基準といたしましては、四日市に対する関心ということでございます。それから、あるいは滑舌というんですか、しゃべり方、話し方ですけれども、そういったようなことにつきまして、選考要素としてやっているということでございます。

3年ごとにやはりリポーターさんも状況が変わってきますので、やめられる方はやめていかれます。その中で補充といたしまして、3年ごとに新しい方を何人が採用するというところでやっております。

川村高司委員

今何人ですか。

餅井参事兼広報広聴課長

現在7人ですね。

川村高司委員

いろんなリポーターさんがいらっしゃるんですけど、たまにちょっと、どう表現しているのか難しいんですけども、見ていて、ちょっとこちらが恥ずかしくなるケースも、ほかの方からの意見としても伺ったりするんですね。そういう意見とかもある意味熾烈な、人を入れかえるとか、そういうようなことも積極的にやっていく余地はあるのか。それとも、一旦契約してしまえば、その3年間は本人がやめると言うまでは続けるのか、その辺はどういうような扱いになっているんですか。

藤井政策推進部長

今川村委員がおっしゃったようなことは、私どもの昨年からやっている広報戦略会議でも、DVDを見て、けたたましい、騒がしい、同じパターンの放送があるという意見も出

ています。正直ベース、この市民リポーターに関しましては、市が選定しているんですが、この市民リポーターに関しては部長は選定委員には入っていません。なぜか入っていない。そういうことは別としまして、今回、来年の制作については、従来から、一遍に変えるというのはなかなか難しいので、ちょっと変化をさせようという形で、従来型の全部市民リポーターにお任せというんじゃないようなこともちょっと工夫をしていこうというので、プロポーザルの条件にしている。

今委員がおっしゃったように、やはりしゃべればいいというものではないので、そのあたりについては、今いらっしゃる方に対してどういうふうに指導していくのかというのは、これは市の責任でもあるので、そういうことでもうちょっとスマートな番組になるように十分意を尽くしたいというふうに思っています。

早川新平委員長

いいご指摘だと思いますが、今の部長のほうの答弁も選考委員に入っとらんとするんやけども、きちっと指導のほうをよろしく願いたいします。

他に。

笹岡秀太郎委員

36本制作で、1本当たり幾らになるの。

餅井参事兼広報広聴課長

43万3500円でございます。

笹岡秀太郎委員

この金額は、ようわからんのやけど、妥当なんやろか、どうなの。

餅井参事兼広報広聴課長

例えばCTYあるいは三重テレビ等で制作した場合には、同等のもので45万円となっております。ただ、この43万3500円の中には手話を盛り込んだりといったプラスアルファもついてございますので、そういった意味では適正な額かなというふうに考えております。

笹岡秀太郎委員

結構です。

早川新平委員長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

早川新平委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

早川新平委員長

別に討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費(人件費補正分を除く)並びに第2条債務負担行為の補正(関係部分)につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費(人件費補正分を除く)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

委員の皆さん、そのままお待ちください。理事者の入れかえを行います。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～歳出第10款 教育費（人件費補正分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第95号 平成24年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）

議案第96号 平成24年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）

議案第97号 平成24年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分）

議案第99号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）

議案第100号 平成24年度四日市市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）

早川新平委員長

おはようございます。これより予算常任委員会総務分科会の総務部関係部分の審査を行います。

理事者のほうからご説明をお願いいたします。

秦総務部長

おはようございます。本日は、今委員長さんのほうからご案内がございましたように、予算常任委員会総務分科会ということで、内容的には、主に人件費補正でございます。それと、1件債務負担行為がございますが、どうかよろしく申し上げます。

そのほかにも、総務常任委員会の議案といたしまして、四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正というのが1点ございまして、その後、

協議会として1件お願いをしております。どうかよろしくご審議の上採決賜りますようお願い申し上げます。

室町人事課長

人事課の室町でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の第94号、補正予算第1条歳出第1款議会費から第10款教育費までの人件費の部分並びに議案第95号四日市市競輪事業特別会計、議案第96号四日市市国民健康保険特別会計、議案第97号四日市市食肉センター食肉市場特別会計、議案第99号四日市市介護保険特別会計及び議案第100号四日市市後期高齢者医療保険特別会計、これらに係る人件費補正部分について相互に関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

早川新平委員長

よろしくお願いいたします。

室町人事課長

補正予算書は26ページから161ページまでに記載がございますが、今回のご説明につきましては、11月補正予算参考資料を使って説明させていただきたいと思っております。補正予算参考資料の1ページ、人件費の概要をごらんさせていただきたいと思っております。左から3番目の列、補正額の欄が今回補正をお願いする額で、単位は千円であります。

補正の主な理由といたしましては、2ページにも記載をさせていただいておりますが、まず1点目は、4月1日付で定期人事異動を行いますが、予算を審議いただいた積算人数と実際の配置数にどうしてもずれが生じるということがありますので、その補正をお願いするものでございます。

具体的には、当初予算の積算の時点と人事異動の結果を受けた際の職員の数ですとか、職員間の給料の差、このようなものが要因でございます。今年度は結果として一般会計も特別会計も少々減員が生じまして、特に技術職なんかは充てられなかったということによる土木費への影響が高くなっております。また、このほか、年度途中の退職者がありまして、それから死亡退職というのもありまして、減額の要因の一つになっております。

それから2点目ですが、育児休業を取得した場合、無給になるのですが、その関係の減額など、当初の予算には見込むことが難しい事項について補正をお願いするものでござい

ます。この育児休業につきましては、やはり保育園ですとか、それから福祉関係など女性が多い民生費の分野で特に影響が高くなっております。

それから3点目ですが、共済費の負担率の変更によるものでございます。負担率が1000分の3.1減りましたことによる影響であります。

なお、費目により数字のばらつきはございますが、これは職員数の違いですとか、育休等の取得者の数などの違いが主な理由でございます。

補正の総額は、一般会計で2億8800万円余り、特別会計で約2600万円余り、合計3億1400万円の減額をお願いするものでございます。

なお、補正予算参考資料の3ページから4ページはご説明させていただきました支出内容別の内訳を参考としておつけさせていただいております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

松村総務課長

総務課、松村でございます。失礼いたします。

私のほうから議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）のうち、第2条債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

補正予算書は11ページでございますが、ご説明のほうは予算常任委員会資料のほうをごらんいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

こちらのほう、総務部の分のところに載せさせていただいておりますが、内容といたしましては、文書集配業務、文書集配室あるいは印刷室の管理業務の委託でございます。

内容といたしましては、この中段のほうにございますが、3点ございまして、文書集配業務が一つ目でございます。これは各地区市民センターなど市内の出先機関を車両によって、1日につき午前・午後2回巡回して文書の集配を行うというものが1点でございます。

2点目としましては、文書集配室の管理業務。外部から本庁に配達される郵便、あるいは市のほうから外に出す文書について集配室のほうで管理しておりますが、その集配室の管理業務を委託して行うというものでございます。

3点目としましては、これも地下にございます印刷室でございますが、この管理を行っている。機器の使用の予約、あるいは使用時間の管理、あるいは故障などの場合の保守業者への連絡などを行っているという、以上3点の業務を委託するものでございます。

補正予算額としましては、9650万円を予定しております。

期間といたしましては、平成24年度から平成29年度までということになっております。  
ご説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆さん、ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

ちょっとわからないところだけ教えてください。文書集配業務の市内出先期間に1日2回巡回して回るというのは、どの車両を使っているの。

松村総務課長

総務課、松村でございます。受託業者のほうの車両を使用しまして集配を行っております。

早川新平委員長

他にございませんか。

川村高司委員

ちょっと教えていただきたいというか、後で資料としていただきたいのは、人件費の補正で、補正額はあるんですけど、で、結果総額どうなるんだという人件費の総額がわかるものというか、それを資料で出していただきたいなと思って、全体のこの補正額でなしに、その結果。

早川新平委員長

資料は準備できますか。

室町人事課長

後ほど準備をさせていただきます。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

川村高司委員

それと、確認ですけど、印刷室の管理業務の中でコピー用紙管理等とあるんですけど、あくまでもこれは印刷室だけのコピー用紙の管理ということですか。

松村総務課長

印刷室だけのコピー用紙の管理でございます。

川村高司委員

コピー用紙の年間総枚数はどれぐらいとか、そういうのは行政のほうから具体的に数値目標というか、あって、これ、枚数によってはどれだけでも化けてしまうような数字になると思うのですけれども、どういうマネジメントというか、されているのか。

松村総務課長

この用紙は市のほうで購入しておりますので、市の予算の範囲内で管理しているということであります。管理だけ業者が行っております、購入自体は市の予算で行っておりますので、上限目標ということは特に設定をしておりますが、当然予算の範囲内ということになってございます。

川村高司委員

ということは、紙自体は市が購入して、その管理を委託しているという。じゃ、その紙自体は、例えば年間全部がどんと置いてあるわけではないですよ。足らなくなったらオーダーがかかる。オーダーはだれがやるんですか。

松村総務課長

印刷室の紙がある程度なくなりそうな状況になりましたら、受託業者のほうから総務課のほうに連絡いただきまして、総務課が紙を購入する、業者に発注するということになっております。



川村高司委員

あと、インクというか、カートリッジというのか、そういったものもそのような管理という解釈でいいんですか。

松村総務課長

同様に総務課のほうから発注することになっております。

早川新平委員長

他にございませんか。

中川雅晶委員

さっきのコピー用紙の管理ですけど、購入は市でして、マネジメントを業者にしてもらおうと。例えば、使用枚数と残数とか、そういうのは、例えば管理台帳とかをつけてもらって、それを総務課のほうで管理というか、マネジメントをされているのかどうかだけちょっと確認します。

松村総務課長

それぞれ業者のほうからご報告をいただいて、総務課で管理しているということでございます。

中川雅晶委員

それをちゃんと、例えば抜き打ちのチェックという形で管理、要は、私が言いたいのは、例えば業者が勝手に市が購入したコピー用紙を自分の目的で持っていったりするというような余地を残していないか、そういうことはあり得ないというマネジメントをされているかどうかだけ確認します。

松村総務課長

総務課として、抜き打ちというわけではないんですけども、適宜印刷室のほうにも行きまして、チェックなり、管理なりは行っております。

中川雅晶委員

そこはやっぱり管理をしてもらわなきゃいけないと僕は思います。例えば担当、ちゃんとそういう備品台帳というか、コピーの管理台帳を作成してもらって、それを担当レベルでちゃんと業者にやらせる、それから総務課のほうでチェックをする体制とか、そういうのを確立してもらって、事故が起こらないように、そういう余地を残さないようにしていただくように、コメントだけ。

松村総務課長

再度チェック体制等を見直しまして、そういった問題が起こらないように検討させていただきたいと思います。

早川新平委員長

今の中川委員のご指摘はごもっともやと思うし、自分の財布から出ている痛みを感じていただかないと、業者のほうを使う可能性があるので発言されたと思います。

毛利彰男委員

ちょっと意地悪な質問で、悪気はありませんのでご了承ください。

2ページの人件費補正の主な要因で、実際に配置した職員と数が違うということですが、この減員の部分はどういうふうにカバーなされたんでしょうか。その分のお仕事の部分は。

室町人事課長

減員の分は再任用の活用ですとか、臨時職員を代替として雇う、あるいは、これは人とあれなんですけど、さらに仕事の内容なんかを精査して、効率化、合理化できるような工夫をするように指導したりして1年間何とか乗り切ってきております。

毛利彰男委員

そういうふうな刺激を受けて対応なされたということは非常にいいことだと思うのですが、横の角度から見ると、斜めから見ると、そういう改善されたことでできるという実績を逆につくられたような状態なので、定数そのもの自体、あるいは正職員でなけれ

ばいけないかどうかという、そういう視点からいろんな形でもう一度再検討できる要素が出てきたんじゃないかなというふうな見方もできると思うんですね。だから、そういう意味で、ぜひピンチをチャンスにできるように、そういう見方をさらに進めていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

早川新平委員長

答弁はよろしいですか。

毛利彰男委員

答弁はよろしいです。

早川新平委員長

他にございませんか。

(なし)

早川新平委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費から歳出第10款教育費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)並びに議案第95号平成24年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、議案第96号平成24年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、並びに議案第97号平成24年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)(人件費補正分)、議案第99号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算

(第1号)(人件費補正分)並びに議案第100号平成24年度四日市市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費～歳出第10款教育費(人件費補正分)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)、議案第95号 平成24年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、議案第96号 平成24年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、議案第97号 平成24年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)(人件費補正分)、議案第99号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)、議案第100号 平成24年度四日市市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)(人件費補正分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

それでは、引き続き総務常任委員会に入らせていただきます。

議案第113号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

早川新平委員長

議案第113号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明をお願いいたします。

室町人事課長

それでは、議案第113号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は、定例会議案その2の239ページから241ページ、メニュー表におきましては7ページ、提出議案参考資料におきましては、11ページから12ページにございます。説明のほうは提出議案参考資料のほうでさせていただきたいと思っております。

この条例は、議員の皆様や非常勤の各種委員の皆様が公務災害に遭われた場合の補償を定めた条例でございます。結論から申しますと、補償内容に変更はございません。条例中で引用しております障害者自立支援法の法律名が変更となること、それから一部改正により条項にずれが生じることから今回条例を改正させていただこうとするものでございます。

具体的には、まず法律名が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というものに変わります。

次に、同法律の障害福祉サービスの内容を定めました第5条の第10項と第16項とが統合されまして第15項となります。これにより第10項というのが抜けますために、今回の議案に該当します障害者支援施設というものを規定しております第12項が第11項にずれ込むというものでございます。

参考までに、この該当する市の条例におきましては、介護補償を定めているものでございます。基本的に在宅の介護補償を定めているのですが、障害者支援施設に入所した場合には、その支給から除かれますという趣旨の内容が記載されているものであります。

施行期日につきましては、法律の改正に合わせた形として、法律名につきましては、平成25年4月1日、条項の変更につきましては平成26年4月1日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆さんにご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

早川新平委員長

ご質疑がございませんので、これより討論に移ります。

討論はございますか。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第113号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第113号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

11:22 休憩

11:27 再開

早川新平委員長

皆さん、こんにちは。これより予算常任委員会総務分科会として財政経営部関係部分の審査を行います。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費

歳入全般

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

第3条 地方債の補正

早川新平委員長

理事者のほうから提案理由、説明等、よろしくお願ひ申し上げます。

倭財政経営部長

おはようございます。財政経営部長の倭でございます。よろしくお願ひいたします。座って失礼をさせていただきます。

本日、連日の一般質問に続き、きょうは委員会ということでご苦労さまでございます。財政経営部といたしまして、補正予算案並びに一般議案2件を上程させていただいておりますので、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速担当課長のほうから、まず予算案のほうから説明させていただきます。

川森管財課長

失礼します。管財課長の川森でございます。よろしくお願ひをいたします。

私のほうからは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費について補正予算書（2）及び11月補正予算参考資料をもとにご説明させていただきたいと思ひます。

説明に先立ちまして、資料等、これはこども未来部の設置に関する工事費でございますので、先日、11月5日に議員説明会でお配りさせていただきました資料、再度もう一度イメージを持っていただくためにお渡しをさせていただきたいというふうに思ひますので、今からちょっとお配りをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

その資料はご参考までということで、イメージを再度持っていただくために、いま一度お配りをさせていただいたというものでございますので、直接その資料に触れてご説明させていただくものではございませんが、よろしくお願いをします。

それでは、予算書のほう、26ページ、そして27ページ及び補正予算参考資料8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

先月5日の議員説明会でご説明しましたことも未来部の設置工事でございますけれども、補正予算参考資料の8ページでございますように総合会館3階にこども未来部を設置するための工事としまして、間仕切り工事等を行うというものでございます。

この工事の全体予算といたしましては3680万円ほどを見込んでいるところでございますが、そのうちの既決予算で不足する分2380万円を補正予算でお願いするものでございます。

本来であれば、工事全体を一般競争入札という形で行うべきところでございますけれども、時間的な制約がございまして、本体工事と事前工事に分離をさせていただいて、事前工事については緊急概算工事で実施したいということで、近々工事に入らせていただきたいと思いますところでございます。

こども未来部設置工事につきましては以上でございます。

続きまして、次のページ、おもいやり駐車場整備事業についてご説明いたします。資料につきましては、予算常任委員会資料1ページをごらんいただきたいと思います。

1の事業概要でございますように、体に障害のある方や妊産婦など、歩行が困難な方々の利用を目的にしましておもいやり駐車場を整備しようというものでございます。

このおもいやり駐車場は、利用者が三重県に申請登録しまして、利用許可証を自動車のフロントガラス前面に掲出するというので、公共施設、民間施設を問わず施設のより近くに駐車できるようにするものでございます。

本市は、従来の車椅子区画に加えまして、必要箇所におもいやり駐車場の整備を計画しております。資料の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

おもいやり駐車場の一覧表でございますが、各ページ一番右側の欄が今回おもいやり駐車場として整備を予定しております駐車区画でございます。整備する区画数の基本的な考え方は、各施設の駐車区画が200台までは50台に1台の割合で、200台以降は、100台ふえるごとに1台を整備しようというものでございます。

整備の内容は、1ページ中段よりやや下にございます写真をごらんください。駐車区画に路面シートを張りつけまして、ここがおもいやり駐車場であるということを表示させて



いただきます。この路面シートの作成及び張りつけ経費が、今回補正予算に計上しました470万円でございます。

説明は以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは、歳出第2款総務費、第1項総務管理費の中の第22目諸費についてご説明申し上げます。

予算書につきましては、同じく26ページ、27ページでございます。27ページの説明書きの欄を見ていただきたくお願い申し上げます。

予算書、諸費につきましては償還金と積立金を計上させていただいております。

まず償還金につきましてご説明したいと思えます。こちらにつきましては、11月補正予算参考資料、こちらのほうでご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。こちらの7ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず償還金についてでございますが、過年度、平成23年度でございますが、国、県それぞれ負担金、補助金において、平成23年度の決算が確定することに伴いまして、実際の金額よりも多く交付していただいておった分を返還するものでございます。詳細につきましては、国庫支出金、県支出金等それぞれ以下のとおりとなっております。合計で15億7780万円余を計上いたしてございます。

続きまして、積立金についてご説明申し上げます。積立金に関しましては、資料があつちこつちして申しわけございませんが、予算常任委員会資料、インデックスのついているものでございますが、こちらの最終の歳入というところの欄の2ページをお願いいたします。こちらで一番上段のところ、財政調整基金繰入金についてということで記載させていただいてございます。財政調整基金の積立金についてでございますが、今回の補正につきましては、8月定例会議で決算の認定をいただいたということに伴いまして、昨年度からの繰越金について全額となる5億5800万円余を追加補正いたしております。今回補正するに当たりまして、必要となる歳出を見込む中で、その差し引きの金額につきまして、今回財政調整基金のほうで調整を行ったものでございます。

歳入で6月補正にて繰り入れしておった金額9700万円余でございますが、これを戻すとともに、今回11月補正で改めて4億8700万円余を積み立てるものでございます。この結果といたしまして、基金残高といたしましては85億2800万円余の残額となります。

続きまして、歳入全般についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、予算常任委員会資料、先ほど見ていただいていた資料でございますが、そちらの1ページの欄をお願いいたします。

一般会計の歳入ということにつきましてご説明申し上げます。

歳出に関連する特定財源を除き、主なものについてご説明させていただきます。

款13でございますが、使用料及び手数料ということで、議案第125号、今回上程させていただいている部分でございますが、建築基準法等関係手数料条例の一部改正ということで、低炭素建築物の新築等計画認定手数料ということで、年間92件を見込んでおりますが、単価1件当たり5000円の、年間92件の3分の1の31件ということをお見込んで追加補正させていただきます。

続きまして、飛びまして款17寄附金147万円、一般寄附金を計上させていただいております。こちらにつきましては、平成12年に市民の寄附等によりまして、約1000万円を原資といたしまして、公益信託制度、窓口は三井住友信託銀行でございますが、これを活用いたしまして、ほかに支援制度がなく、公益的な市民活動に対しまして支援を行ってまいりましたが、平成23年度の運営協議会におきまして、基金の残高が減ったこと、また、ほかに支援する制度ができたことなどから、このファンドについて終了が決定されました。その決定されたことに伴いまして、残余財産を本市のほうへ寄附していただくものでございます。

続きまして、款18繰入金についてでございます。これは先ほど基金積立金のところでもご説明申し上げましたが、6月補正で計上した分の戻しといたしまして、9727万6000円を減額するものでございます。

次に、款19繰越金についてでございます。一番下のところに参考として記載いたしてございます。平成23年度の実質収支額といたしまして、22億2000万円余が出てございまして、それを当初予算、8月補正と計上してまいりましたが、今回、8月定例会議会におきまして決算認定をいただきました。その結果、残り全額となる5億5800万円余を全額計上するものでございます。

以上、その他歳出に関連する特定財源も見込み、歳入総額4億3109万6000円を計上するものでございます。

私のほうから、一旦説明は以上でございます。

川森管財課長

続きまして、第2条の債務負担行為の補正につきまして、管財課分をご説明させていただきます。

補正予算書11ページをごらんください。三つ目の段にございます市庁舎総合管理業務委託費でございます。この業務は、本庁舎及び北館、総合会館における電気、空調等の設備管理や警備保安業務、清掃、害虫駆除、植栽管理などの清掃業務を一括して委託しようとするものでございます。

債務負担の期間は平成24年度から平成27年度となっておりますが、実質、平成25年4月1日からの業務でございます。平成24年度中に入札及び契約を行う必要があるため、平成24年度の補正で債務負担限度額、3年間で4億2600万円をお願いするものでございます。

続いて4段目になりますが、市庁舎電話交換業務委託費でございます。この業務も本庁舎及び北館、総合会館におきまして、電話交換業務や館内放送等の業務の委託を行おうというものでございます。現在、電話交換業務は、1日当たり210回程度、庁内放送が7回程度行われております。この業務につきましても、平成25年4月1日から3年間の業務委託を行おうとするもので、債務負担限度額2700万円をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいいたします。

私のほうからは、同じく予算書の11ページをお願いいたします。この予算書の11ページの債務負担行為補正ということで追加で上がってございますが、10項目あるうちの下三つの項目につきましてご説明申し上げます。詳しい詳細の資料につきましては、当初予算参考資料、11月補正の予算参考資料、インデックスの張ってないほうでございますが、こちらの45ページから47ページをごらんいただきたいと思います。

まず施設保守管理委託等につきましては、市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託等38項目、限度額といたしまして2億4590万円を計上するとともに、46ページになりますが、業務事務処理委託といたしまして、よっかいち市議会だよりの編集・印刷に係る業務委託など39項目、限度額3億9870万円を設定するものでございます。

こちらの2項目に関しましては、いずれもほかの項目とは若干異なる点といたしましては、期間は本年度から平成25年度までの1年間でございまして、実際の予算といたしまし

ては、平成25年度の単年度のみ金額を計上するものでございます。いわゆるゼロ債務と呼んでおりますが、本年度中に来年度事業を執行する上で、入札を行う必要があるということから、限度額といたしまして債務負担行為を計上するものでございます。

次に、参考資料の47ページでございますが、こちらにつきましては事務用機器等運用経費につきまして計上させていただいております。コピー機11台等6項目、限度額2330万円でございます。これにつきましては事務用機器の契約切れに伴って、新たに入札を行い更新を図ろうとするものでございまして、債務負担の設定をお願いするものでございます。

なお、追加資料といたしまして、予算常任委員会の追加分ということで、こちらになりますが、2枚物でございます。資料があちこちしまして申しわけございません。公用車に関しまして、購入とリースの経費比較の検討ということで資料のほうを提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、説明については、第3条地方債補正ということにつきましてご説明いたします。こちらにつきましては、補正予算の予算書といたしましては12ページから13ページでございます。説明のほうにつきましては、先ほどのインデックスのものでございますが、予算常任委員会資料の一番後ろ、先ほど財政調査基金の積立金で見ていただいた資料でございますが、こちらの2ページでございます。こちらの地方債についてということで追加分と変更分ということで記載させていただいております。地方債につきましては、それぞれの歳出に関連いたしまして、特定財源として個々に見込む中で追加変更を行ってございます。

なお、追加分として、この2項目計上させていただいておりますが、災害関連の地方債でございます。これにつきましては、国による災害査定がまだ済んでいないということから、まず一旦は単独災害として予算で計上させていただいた後に、災害査定で補助額が確定し次第、財源更正を図ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですが、質疑は午後からという形にさせていただこうと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、再開は午後1時という形で休憩に入ります。再開は午後1時でよろしく願  
いいたします。

11:49 休憩

13:00 再開

早川新平委員長

午前に引き続き、会議を再開させていただきます。

理事者のほうから午前中議案についての説明はございました。ここから委員の皆さんの  
質疑に入ります。ご意見のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

中川雅晶委員

ちょっと教えていただきたいのですけれども、歳入の地方債の部分で、農林施設災害復  
旧事業資金と公共土木施設災害復旧事業資金、とりあえず市債を発行して、これだけ発行  
してやると。後で国のほうから認定というか、受けたら、補助が、これはそれぞれ補助率  
はどれぐらい入ってくるのかというのと、これは補助が、例えば認められて入ってきた場  
合は、これは市債をどういうふうに償還するんですか。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。まず補助率のほうからご説明させていただきたいと思  
います。基本的に、農林のほうなんです、農林土木災害復旧事業ということでございま  
すが、まず、今1000万円計上してございますが、基本的に補助対象事業は幾らかというこ  
とで、災害査定ということに入ります。これにつきましては、例えば500万円というふう  
に補助額が決まりましたら、その500万円の65%が補助対象、65%補助金でありるとい  
うことになりまして、申しわけございません、65%県の補助金として支出されるものでござ  
います。

その裏でございますが、補助対象事業費の65%補助金を受けた裏、その全額については、この起債100%充当で災害復旧事業債として受けるということございまして、その辺の経費に関しまして、確定し次第、財源更正を、国の補助金と市債の減額ということになるうかと思いますが、その辺を図っていきたいと。

一方、土木でございますが、これにつきましては、補助率は3分の2ということございまして、裏は同様に100%充当ということでございます。

以上でございます。

中川雅晶委員

ありがとうございました。

川村高司委員

ちょっと純粹にわからないので、その農林施設災害復旧事業資金というのは、三泗鈴亀農業共済組合とかありますよね。あれでも災害どうのこうので共済金として、それとは全然リンクはしていないものなんですか。

荒木財政経営課長

ご質問いただきました関連は、三泗鈴亀農業共済は作物に対して保険、損害が出た場合に保険として入っておいて、それが災害に当たるかどうかというようなこと、基本的にそうですね。

川村高司委員

ビニールハウスとかは。

荒木財政経営課長

ビニールハウスとか、そんなのはあると思いますけども、基本的に農家のものに対してございまして、個人のもの。こちらの農業土木災害復旧施設事業に関しましては、これは公の施設、農道でありますとか、ゲートでございますとか取水堰等々、市の公共施設というものでございますので、若干その点で区別がございます。

以上でございます。

川村高司委員

きちっとすみ分けがされているという対象物という考えでいいんですか。

荒木財政経営課長

はい。

森 康哲委員

公用車のリースのところなんですけれども、車両の管理に関する経費で、2人分の人件費が計上されているんですけれども、この管理している人の仕事内容、内訳を教えてくださいたいんです。どういうことをするのか。

川森管財課長

購入の場合の2人ということでございますね。購入をいたしますと、当然車検とか、それから法定点検、それから修理等々が必要になってまいりますので、あるいはそういったことに対する人が必要になってくるということでございます。

森 康哲委員

それはどうしても2人要るような仕事のボリュームなんでしょうか。

川森管財課長

台数にもよりますけれども、基本的ここに記載がございますだけというものではございませんで、購入をしていきますと、何台か一緒に抱えるということになりますから、そういった分量になっていくというふうに思っております。

森 康哲委員

今の説明ではちょっとわからないのですが、例えば車検の時期とか、そういうのはパソコンに入れておけば一目瞭然で見ることができるし、あと保険とか、そういう場合もコンピューター管理すれば人件費というのはかからないと思います。そして、リース会社がやっている内容と比較することも大事だと思うので、リース会社がこの人件費としてどれぐ

らい計上しているのか、それも資料があれば教えていただきたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

川森管財課長

まずこちらにございますこの2人というのは、62台を基準として計算したものでございますので、リース会社がどれほどのということでございますけれども、こちらにつきましては、申しわけございません、把握しておりませんので、一度調べて調査してみたいと思います。

森 康哲委員

そして、これはどうしても2人やる仕事量の裏づけが要ると思うのですけれども、その辺、どういうふうに考えているのか、もう一度説明をお願いします。

中山管財課課長補佐

管財課課長補佐の中山でございます。よろしく申し上げます。

客観的な裏づけというのは、なかなかご説明するのは非常に難しくて申しわけないのですが、公用車を今みたいにリースに切りかえる以前に、全て購入しておいた車両をもって公用車を管理しておる時代がございました。このときに、私ども管財課には車両係というものがあまして、係長以下正職員が3名、それから臨時職員が1名、この4人をもって車両係、業務といたしましては、管財課が管理しております一元管理車両の運行管理も含め、先ほど委員がおっしゃいました車の管理に関する業務も含め、それからあと、市長車、あとマイクロバス等の運行管理業務も含めて、その車両係でやっておりました。

今現在、車両管理業務のうちの運行管理業務につきましては、アウトソーシングということで、今現在三重交通さんをお願いをしておるわけでございますけれども、ただ、それまでの正職員3名、臨時職員1名の4人でやっていた業務のうち、車両の運行に係る業務がいかほどかというのは、なかなか客観的に申し上げるのは難しい部分がございますけれども、仮に当時のように、今現在管理しております62台の車両を全て購入車両に切りかえたとするならば、それまでの業務と比較して、1人ではちょっときついのではないかと思います。臨時職員2人分の人件費を見させていただいているということでございます。



森 康哲委員

62台ぐらいなら、普通の会社なら1人でやっているんですよ。100台ぐらいまでなら。2人どうしても必要な業務量じゃないと思うので、その辺、きちっと積算をもう一度していただいて、購入とリースとの比較をする場合には、リース側の仕事の内容の計上、これもちゃんと調査しないと比較にはならないと思いますので、その辺、慎重にさせていただきたいと思うのですけれども、部長、その辺、考え方はどうでしょうか。

倭財政経営部長

まず人件費について、今はこれまでの経験則といいますか、そういう時代で、全部を管理しておったときの比較というところで、人件費、どうしてもこれは必要になってまいりますので入れさせていただいたというところでは、業務量については、経験則で臨時職員2人というふうなところで入れさせていただきました。臨時職員と、あと当然その業務というところでは正職の方もかかわっておったというふうなところで入れさせていただいたというところがございます。

それから、リース料につきましては、これは内数的には入っておるかと思えますけれども、実は、これもリース、借りるというところで見積もっていただいて、見積書に伴うものですので、リース、借り入れるというところでの経費というところがございますので、リースに係る経費ということでは、ここがございます121万7000円ということで、今回も上げさせていただいたようなこの額でリース料というふうなところでございますので、なかなかリースのうちの人件費というふうになると、これは難しいと思います。ただ、今森委員がおっしゃったような人件費、こういうところは改めてちょっと精査をさせていただくというふうなことでは考えてございます。

以上でございます。

森 康哲委員

リース会社も当然民間の会社なので、利益をここの中から生むわけですよ。どこで利益を生むかといったら、やっぱり管理費ですね、人件費。あとは、どうしてもかかる費用はわかりじゃないですか。それをリース会社に任せることによって、ここで利益を生む。ただ、それが購入とリースと比較して、購入のほうが高いというのは、どうしても納得できないんです、僕は。リースのほうが高くて当たり前なんです、通常であれば。それを無理

やりここでお金を上乗せ計上していると思えないもので、前から私は質問しているわけであって、ちょっとひっかかるのは、じゃ、リースに切りかえた年月日を教えていただけますか。

川森管財課長

申しわけございません。今ちょっと把握しておりませんので、後ほど調べてご報告させていただきますと思います。

森 康哲委員

少なくとも二、三年という前ではないと思いますけれども、そのころよりはコンピューター、パソコンがかなり発達していると思います。コンピューター管理というのも、以前は高価なものであったパソコンを使って計算して出していたものが、今は簡単にできるようになっている。そういうこともあるので、人件費というのは、その辺からも経費削減ができるのではないかと思いますので、しっかりその辺の精査をしていただいて、また、比較検討をしていただきたいと思います。

早川新平委員長

答弁はよろしいですか。

森 康哲委員

答えていただけるなら。

倭財政経営部長

確かに森委員おっしゃるように単純に考えましたら購入で、リースは当然リース率がわかりますもので、そういう考え方が基本にあるということはこちらも認識しております。それについて、先ほども説明させていただきましたけれども、いわゆる人件費的には、当然62台一括というところで、それまでにかかっておったというふうなところでの、実際にかかる経費の比較というところでリースのほうが有利というふうに判断させていただいて、このような形をとってございます。改めてそこら辺の経費に係るところについては、また整理させていただきたいと思っております。

以上でございます。

川村高司委員

ちょっと関連で、こういう資料をつくっていただくときに、1台当たりの、例えば車両代とか、税金とか、その取得及びメンテナンスにかかる費用と管理費というのを一緒にここに書いてしまうのに問題があって、例えばリースの場合、所有者が民間企業になるものですから税金の減免がないんですね。公用車の場合は、地方自治体が買うと、自動車税とか、たしか減免があるので、純粋に諸税の部分では、地方公共団体は安く買えるというか、減免分どうしてもリースのほうが不利になるんです。そういうのを丁寧に記載していただいて、ただ、リースの場合はスケールメリットで経費的なメリットを出してくるので、1台当たりの単純比較だけでは語れない部分が多分あって、その辺をちゃんと層別してまとめていただかないと、1台でこうで、管理がとかといっても、ちょっと難しいのかなと。なので、その辺、ちゃんと情報を整理整頓していただいたほうがいいのかなと思います。特に答弁は要らないです。

早川新平委員長

今の川村委員のご指摘というのはごもっともやという部分もあるんです。それに対して理事者のほうは、いや、こういうふうに考えているからリースのほうが優位性があるのだということがあって、この提案が出てきていると思うんですけども、ご意見があれば聞きたいのですが。

倭財政経営部長

今いろいろご意見をいただきました。改めてこの説明といいますか、具体的な内容については、また改めて、今のご意見を踏まえた上で資料等は作成させていただくような形をとっていきたいというふうに思っております。

基本的に、全体でどうのこうのというのが、一括で例えば62台を出したらどうだということ、なかなか資料として難しいというところがございまして、今回のこの考え方として、今回新たに導入するものについての債務負担行為というところで、あくまでも経費の比較というふうなところで整理をかけさせていただいたというふうなところでございます。人件費のところにつきましても、当然全体で62台というふうな形のことで、なかなか1台で

どうだというふうなところも難しいところがございますけれども、直営でしておったときとリースにしたときの比較というところで、今こういう形での資料でお示しをさせていただいたわけがございますけれども、今、基本的には経費比較というところで、人件費見合いについて必要になってくるものの比較というところで、こちらといたしましてはリースのほうが有利であると、効果的であると判断させていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

川村高司委員

私の私見ですけど、役所が持っている車を全部一つのリース会社に集約させて、全てアウトソーシングすれば、リースのほうがメリットが出せるというのは言いやすくなると思うのですが、現状では非常に苦しい部分があるというのが現状の課題として出てくるのかなとは思いますが。なので、1台オーダーするのと、100台ぐらいオーダーするのと、一元管理車以外で、各担当部局で持っている車もあつたりするので、それも全部ひっくるめてやればとかというのであれば、説得力は増すのかなと思います。

倭財政経営部長

今、川村委員さんのご提案のとおり、確かにスケールメリットというのは、集めて出せば、それなりの効果は出てくるというふうなところで、こちらも考えてございます。当然今、リースの期間がまちまちでございますので、例えばそこら辺で集約できるものは集約するとか、そういう形については、こちらとしても考えさせていただいて、効果が出るような形をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

他にご意見はございませんか。

笹岡秀太郎委員

財産管理費のところでおもいやり駐車場整備事業というのが、今度県の支出金で整備さ

れるということなんやけど、おもいやり駐車場という名前、これは例えば各市民センターとか、いろんなところに公共施設があるけど、これから障害者用という区画ではなくて、おもいやり駐車場という名前に変わるの。

川森管財課長

名称がおもいやり駐車場とそこのシートに書くということではなくて、そういうマークをつけるという。一応先ほどご説明させていただいたように、これまでの身体障害者用の車椅子マークがついているところ、ここにもおもいやり駐車場として整備をするということで、このマークを路面シートとしてつけさせていただくと。当然車椅子マークを消してしまうということではございません。

笹岡秀太郎委員

そうすると、一般的に障害者の方が利用する場合は、障害者用駐車場にとめてくださいという利用でええの、おもいやり駐車場にとめてくださいとするの。

川森管財課長

基本的にはおもいやり駐車場にとめてくださいということになると思います。といいますのは、これは三重県が進めているところでございますけれども、今、身体障害者用の駐車場というの、基本的にこの方がとめられるというのは、身体障害者の方であれば問題はないのですけれども、例えば身体障害者用のマークというのは、市販でどこでも購入できるような状態になっております。今回説明させていただくのは、基本的に事前に三重県のほうに申請をして、私はこういう状態ですので、例えば障害等級何級でございますので、あるいはこういうけがを負っておりますとか、あるいは妊娠しておりますて、こういう状況ですとかといった、必要に応じて診断書も必要になってまいりますけれども、そういった状況で申請をして、それが許可されて、そして、その結果、これと同じようなマークを車のルームミラーのところへつけるとか、そういうふうなことであれば、基本的に誰から見ても、ああ、この人はきちんと県に申請して、県に許可をされて、この駐車区画にとめているんだなということがわかるというような状況になります。

笹岡秀太郎委員

利用者証ということやね。市の施設にとめるのに、何で三重県の許可が要るの。

川森管財課長

三重県の許可というよりも、これは基本的には全国的な流れとして、こういう形で整備をされてきていると。三重県は、おもいやり駐車場という名称でされるわけですがけれども、基本的にこの予算についても、補正予算を上げさせていただいておりますけれども、基本的には三重県の補助という形になります。

笹岡秀太郎委員

そうすると、不正利用した場合は、三重県へ言うていくわけ。

川森管財課長

それは、不正利用した場合、三重県にというよりも、これは基本的にそれぞれの施設管理者のほうで、こういう趣旨でやっておりますのでということで説明をさせていただいて、注意を促すということになっていくと思います。

笹岡秀太郎委員

この利用者証は、そうすると四日市市の受付じゃなくて、県へということか。

川森管財課長

基本的には、四日市市の障害福祉課を窓口として申請を提出していただきまして、最終的な許可は三重県でということ聞いております。

笹岡秀太郎委員

何で四日市という名前を使えないんだろうな。三重県の事業やから、三重県とわかるんやけど、それも四日市市の施設に市民が利用するのに、どうして県の名前を張った利用証が要るのという話を聞いているの。おかしいなと思うんやけど、基本的に今言うように三重県の予算であるから、三重県というふうになるんだろうけれど、何かどうもすんと落ちない部分があるんやけど、という素朴な疑問です。

早川新平委員長

どなたか答弁。

倭財政経営部長

今の笹岡委員さんからのご指摘、ある意味そういうところはあるかと思えます。今回、このおもいやり駐車場でございますが、一つこの目的といたしまして、結局、今身体障害者の駐車場がある中で、なかなか使い方が、健常者の方がとめられているとか、そこら辺の意識改革というふうなところもあって、改めてこういうおもいやり駐車場という形をとって、歩行困難な方にお使いいただくことで、利用を上げるという言い方もおかしいですけども、そういう方が利用されることによって、やはりそこが体の弱い方とか、そういう方が使っていただくというところで、意識改革というところが一つの大きな目的だというふうなところで聞いてございます。

県下、一応こういう形で、三重県がそれにやるというふうなところで、一緒に共同歩調する形で県下全体として一緒に乗ってそこら辺をやっていこうという思いでございます。

ただ、確かに制度といたしましては、先ほど課長が申しましたように一応県のというところで、許可の内容的な確認、そういったところ、妊産婦さんとか、お年寄りの方で歩行がどうかというところ、こういったところについては、一応今の事業でいきますと、県のほうで申請するというふうなところでございますので、こういう形で許可証としては一応三重県というふうになっておるというところでございますので、何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

笹岡秀太郎委員

理解できないのは、なぜかという、こんなものは四日市市が独自の事業としてやらなければあかん、市の施設のことやもん。三重県はもっとやらなあかんことが実はあるんですよ。河川の安全とか、もっとやらなあかんことを置いておいて、こういうことをあたかも県がやったんですよというパフォーマンスの事業をやるようなことでは、やっぱり県はよくないと思う。特にこういう駐車場の事業については、市がやっぱり先行的にやるべきであって、バリアフリー法でこういうものが決められたのやったら、四日市市が三重県に負けずにやっていかないかん。

それで、厳しく言うのは、県のやることは、もっとほかにあるでしょうということを、

行政は言ってほしいんですよ。意見です。もう答弁要りません。

早川新平委員長

今の笹岡委員のことはごもっともやと思いますし、もう一点は、おもいやり駐車場というのは、今、地区市民センターなんかにも1カ所、大体駐車場に設置はしてあります。現実には、おもいやり駐車場であれば、健常者がそこにとめていて、それで障害者の方が困るときが現実あるんですよ。だから、そこをおもいやりなんだから、必ず健常者がとめないような施策というのを考えていったほうが、おもいやりですから、とめられたら、これはどうしようもないんやわな。書いてあるんやけど、これはモラルの問題と言われればそれまでかもしれんけれども、あえてこういうおもいやり駐車場の整備というんだから、今でも1カ所は大体置いてあるんですね。だから、そういったところをもう一步進んで、障害者の方がとめられるような施策というか、そこに置かないような、極端な話、ここにステッカーを張るといふ図をもらっとるけれども、これがそこと反応したら、そこはとめられないとかね。金がかかるので大変やろうけども、ここまでの事業を打ち出すのであれば、今、現状と何ら変わらないのと違うのかなと。わざわざこうやって絵を描くだけかな、両面シートの4カ所のやつを描くぐらいかなというふうに思っているんで、そういうところはやっぱり県は県というんやったら、県にもっとそういうところは意見を言っていたきたいなというふうに思います。

他にご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

早川新平委員長

他にご意見もございませんようで、これより討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

早川新平委員長

別に討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。



議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第22目諸費、歳入全般、第2条債務負担行為の補正（関係部分）ないし第3条地方債の補正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第22目諸費、歳入全般、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第129号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第2条 地方債の補正

早川新平委員長

続いて、議案第129号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、議案の説明をよろしく願います。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。失礼します。

議案第129号、一般会計補正予算（第6号）ということでご説明させていただきたいと思います。これにつきましては、第1条、第2条地方債補正まで一括して説明させていただきます。

資料のほうにつきましては、平成24年度11月補正予算（第6号）案の概要ということで、5ページのものでございますが、こちらの資料をごらんいただけますでしょうか。

早川新平委員長

よろしいですか、皆さん。

荒木財政経営課長

こちらにつきまして、まず4ページのほうからごらんいただけますでしょうか。A3の見開きになっている部分でございます。この補正予算（第6号）につきましては、国の予備費を使った経済対策に基づく追加補正の計上するものということでございます。この経済対策の内容でございますが、10月26日閣議決定いたしました総額で国費4000億円の第1次の経済対策分でございます。大きく二つに分かれてございまして、重点3分野に係るものと、大規模災害に備えた防災・減災対策という項目がございます。今回におきましては、2番の防災・減災対策という項目の中の（2）番、学校の安全対策ということで、第1次推進計画で平成25年度に実施する予定でございました三重、日永、西橋北小学校の大規模改修工事について今年度に追加補正をお願いするものでございます。

なお、ほかの項目につきまして、1番、2番それぞれございますが、他の項目につきまして、本市として対応すべきものがないかということで、全庁的に各部局で検討いたしました。その結果につきましては5ページのほうに記載してございます。

5ページでございますが、今回の経済対策につきましては、基本的には予備費を使ったものでございますことから、民間に直接交付するもの、あるいは国の直轄事業、県及び政令指定都市が対象となっているものや、原則として今年度中に完了することというような条件が付されておることから、今回の対象といたしましては、学校の施設の大規模改修のみということになったものでございます。

それでは、資料のほうに戻っていただきまして、概要のほうの2ページのほうに戻っていただけますでしょうか。こちらのほうで一般会計の歳入ということにつきましてご説明申し上げます。

まず、款14国庫支出金でございます。学校の施設環境改善交付金ということで、補助率7分の2でございますが、1億600万円余ということで計上してございます。一つ飛ばして款21市債ということでございますが、義務教育施設整備事業資金ということで、いずれ

も国庫支出金と市債の特定財源を見込むとともに、その不足額ということにつきましては、財政調整基金からの繰り入れを行ってございます。

地方債につきましてでございますが、基本的に補助金の裏負担の部分でございますが、これにつきまして100%充当というふうな部分で地方債補正につきましては見込んで計上いたしております。その結果、歳入全体といたしまして3億9840万円というものを追加計上をお願いするものでございます。

なお、財政調整基金の繰入金でございますが、先ほどの補正予算第5号のところに追加いたしまして補正予算第6号におきましては、一番下の欄でございますが、1054万6000円というものを取り崩すことによって、その基金残高というのが58億円余ということになります。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆様のご質疑をお願いします。

野呂泰治委員

ご説明わかったんですけど、1点だけ教えてください。経済緊急危機対応ということで、大きい3ですか、ゲリラ豪雨等への対応や地域の総合的防災力向上1240、この中で河川等の緊急風水害対策及び道路港湾の緊急老朽対策450億円になっていますけれども、これらについて各部局から、これはどこがどのように組んでいるのかわかりませんが、各部局からこういうことについての案というか、こういうところがあるんだという、そういう意見は出てきましたか。

荒木財政経営課長

当然本市として対策を打つべき必要のあるものにつきましては、本市の予算で対応するということになってございますが、今回のこの経済対策分につきましては、その本市の状況ということで記載してございますが、まず河川等におきましては、国直轄事業以外には該当しないよということでございますとか、農山漁村における豪雨等緊急対策、これにつきましては、県がほとんどでございますが、本市に該当する項目がないというようなことございまして、その都度、各部局といたしましては、本市で管理する、例えば河川事

業ですと、重要河川事業でございますとか、そのようなものが該当しないかという部分につきましては、県に問い合わせはしてございますが、今回の経済対策におきましては該当しないということで返事が返ってきてございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

逆に各部局からそういったことの見解がなかったと言われる、それはそうなんですけど、もし仮に、そんなことないやろうと、こういう話を聞いとるんだけど、こういうところはどうなんだとか、例えば港湾についても、四日市港、特に千歳なんていうのは、ほとんどもう使えないような状態のところがあるというふう聞いております。あるんですわ。だから、あらゆることについて、やっぱり情報をもう少し、単にこういうふうにして国が予算を出してきたときには、それにすぐに対応できるような、やっぱりそういうのが財政経営部としても、当局から聞いとるばかりではなくて、財政当局もやっぱりもっともっと精査して知っておくべきでしょうな。もしご意見があったら。

荒木財政経営課長

委員の言われることにつきましては、私どもも十分意識はしておるつもりなのですが、至らん部分は申しわけございません。基本的には、やっぱり今回経済対策があると。この次の2次補正分もそうなんですけど、基本的にきちっと情報を把握するということで、私どももそうですが、各担当部局においても、その辺はきちっと情報を把握してくれというようなことで、庁内で情報を取るよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

もうこれで最後にします。なぜかという、緊急対策とか、いろんな補正とかといって、いろいろ出てくると、これは経済対策で。そんなときにやっぱりせつかくですから、市には金がない、県にもなければ、国がこうやって出すんだというときには、やっぱり速やかにそういうことができるような、日ごろからの日常の全庁的な、財政経営部は財政経営部としてのそれぞれの部局での仕事というか、市内のいろんなもろもろの状況、これから特に老朽化という問題が非常にふえてくるんだから、絶えず資料として持つておるというか、

いつでも書類が出せるというふうなことをやってないと、そのときになってから探しとったのでは、聞きにいったんでは遅いですから、やっぱりそういうことはしっかりとつかんでおいてもらいたいと思います。

以上です。

森 康哲委員

学校の安全対策の中で、通学路の緊急合同点検に基づく緊急対策が該当しないとなっていると思うんですけども、横断歩道の消えているところとか、ああいうところは結構拳がってあったと思うんです。そういうのも全然合致しないんでしょうかね。そういうのはすぐできると思うんですけど。

倭財政経営部長

今ご指摘の点でございます。例えばガードレールであるとか、そういうところなんですけれども、こちらもそこら辺で対象にならないかということで問い合わせをさせていただきました。今回の名称としてはそういう名称になっております。具体的な対応の事業が、どうも大きな事業、社会整備交付金事業がございますね、交通安全、そういった大きな事業を対象にというところで、具体的に既に今年度もう事業として採択されているもので、内示が割れているものがございますね、財源がないというところで。そこへという形での条件がついておるといふようなところがございまして、もっとも必要な白線の引き直しとか、そういうところは今回のこの事業の対象になっていないという状況でございます。こちらもそこら辺本当にいけるのかというところで確認させてもらったんですけども、要はこの名称と、なかなか条件がおのおのついてございまして、イメージと違うような形になっておるといふところでちょっとご理解いただきたいんですけども、こちら初めそれを聞いたときに、どうなんだということでしたんですけども、内容としてはそんな内容になってございます。

以上でございます。

早川新平委員長

ご理解願います。

他にございませんか。

中川雅晶委員

この小学校の大規模改修事業なんですけど、経済対策なので、しっかりと本市の経済対策になるようお願いしたいことと、それから、これは2番目の東日本大震災からの早期の復旧復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策としてということが一つの大きな目的であると思うのですけれども、3ページの中のこの改修とか工事の概要とかを見させていただいて、これは本当に防災・減災の視点がちゃんと入っているのかどうか、どうやって確認するのかちょっとわからないですけれども、そういう単に内装の塗装の仕上げとか、防水の改修とかということだけ、それは当然しなきゃいけないもので、単なる前倒しで、それは防災・減災の視点からどうなのかなという思いがあるんですけれども、その辺はどうなんですかね。

荒木財政経営課長

当然のことながら、委員おっしゃってみえたように、大規模改修工事ということで、事業概要については補修工事というようなことの内容が主となっておりますが、しかしながら、本市の場合は、耐震化については済んでございます。大規模改修にあわせて、例えば今まで壁の部分を補強したりでありますとか、あるいは床の部分につきましても、若干脆弱であったところを補強したりというようなことの内容が入っていますことから、県の方におきましても、学校施設の大規模改修工事というものにつきましては、今回のこの防災・減災対策に該当するということも確認した中で、今回追加計上いたしているものでございます。

中川雅晶委員

言われることはわからんではないですし、このことも全く外れているというわけではないんですけど、じゃ、どれが防災の視点とか減災の視点なのかというのを、例えば学校であれば学校、ほかの公共施設であれば施設という視点をやっぱり明確に持つておかなければならないのじゃないかなと思います。今回は余ったお金で何か使うものはないかというので、もう予定していたやつをそのまま前倒しでというのもわからんことはないんですけど、これから本格的に社会インフラ整備をするときに、防災の視点と減災の視点で、じゃ、どうなのなんやというのも、ある程度の市のガイドラインをしっかりと持つておかなければ

れば、これから多く出てくるときに、トップダウンではなくて、やっぱりボトムアップでやっていかなきゃいけないときに、やっぱりガイドラインとか考え方とか、そういうものをある程度持ってなければ対応できないのではないかなと思うだけなので、その辺やっただけでいいよというか、その辺どうかと、コメントがあればよろしくお願いします。

倭財政経営部長

今、その防災・減災対策でございますけれども、これも市として本当に緊急の課題というふうなところで、こちらとしても進めさせていただいているというふうなところでございますので、いろいろご議論いただいた、ご意見いただいたものについて、防災・減災の視点から何ができるかというところで進めてございますもので、こちらといたしましても、そこら辺を意識しながら予算なりに反映するような形でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

川村高司委員

私も理解しないのでちょっとあれなんですけど、ゲリラ豪雨等への対応等々ある中で、今回四日市市は、特に河川等の云々のところでは、手を挙げる項目は特にないという判断をしましたということで、そういうわけではない……。

倭財政経営部長

説明不足で申しわけございません。結局、国が出しているメニュー、こういう形での名目になってございます。内容的に、本市として、いろいろ名目がございますけれども、条件がございまして、その条件に合致したら取りにいきたいのですけれども、取りにいけない。単純に、例えばゲリラ豪雨対策で河川、道路とかの対策となつてございますけれども、例えば先ほど申しましたように、既にもう平成24年度事業として補助採択されているものの補助金が満額いってないもので、それに補助金を突っ込む、補助割れを埋めるといふ、そういうものであるとかということで、条件がこれは一つ一つ具体的に、見出しはあるんですけども、内容的にはそういう全部条件なり制約がかかっておりまして、こちらとしては、取りにいきたくても取りにいけないと。例えば補助割れですので、平成24年度補助金ですと、既にもう採択は決まっていますね。四日市はそれが採択されていないとなると、

そこの採択されているところに、要は穴埋めにいくだけと、そういうところがございますもので、今回本当にこれだけメニューがある中で、大規模改修一つだけなんですけども、ほかも全部当たらせていただきましたけども、市として手を挙げるができない形というところでご理解いただきたいんです。

川村高司委員

特に先般の一般質問の中でもよくあった台風17号での中心市街地の水害どうのこうので、いろいろ答弁を伺っていると、あれ自体を市としてはすぐにでもやらないとだめな災害というふうな認識がちょっと薄いのかなとちょっと感じたので、ただ、手も挙がらないというか、あの中心市街地の水害自体は、すぐにせなあかんというふうな認識が市として持っているのか、持ってないのか私はわからないので、だから、こういうメニューでも、特にあの水害は中心市街地の状況というのとは、別にまだええやん、緊急性を要しないというふうな認識でいるから、挙がってこんのかなぐらいに、済みません、ちょっと思ってしまう部分があったので、それを問題としたとしても、ここには挙げられないという解釈でいいんですか。

倭財政経営部長

はい。

早川新平委員長

他にご質疑はございませんか。

野呂泰治委員

一緒なんですけど、農林漁業の6次化産業の推進、意欲ある若者の雇用促進と、これあるんですけど、それこそ一般質問でいろんな方もおっしゃっていただきましたので、そういう新しい、いろんなこういうメニューがどんどん出てきますので、先ほど来川村委員も言っていたけれども、とにかく四日市の財政が本当によければ、恐らくないと言うのかもわかりませんが、ただ、こういうことととにかく、どんなところにでも四日市は参加していくというか、やっぱり国の資金を有効に活用するというか、県でもね。もうちょっとうまくできるようにそういうこと絶えず情報を取って、キャッチしてもらって、どんなこと



でも、少しでも住民の生活、地域の活性化ということだから、してほしいということを強く要望しておきます。

早川新平委員長

他にご質疑はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより分科会として採決をとり行います。

議案第129号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第129号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

引き続き、総務常任委員会のほうに入っていきたいと思いますが、ここで10分程度休憩をとらせていただきます。再開は2時5分です。よろしくお願いいたします。

13:52 休憩

14:06 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

これより総務常任委員会になります。

議案第119号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

早川新平委員長

総務常任委員会で、議案第119号について、理事者のほうからご説明をお願いいたします。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいたします。

議案第119号四日市市事務分掌条例の一部改正についてということで、議案書につきましては、(その2)でございますが、253ページから255ページということになってございます。また、説明につきましては、総務常任委員会資料ということでご用意させていただきましたものに基づきましてご説明申し上げます。

早川新平委員長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

荒木財政経営課長

平成25年度組織機構の見直しについてということでございます。これにつきましては、

8月21日、11月5日、それぞれ開催していただきました議員説明会におきましても、こども未来部の新設及び健康部、福祉部の再編につきましてご説明させていただき、ご意見もいただく中で、今回事務分掌条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。説明につきましては、前回の11月5日開催の議員説明会のときに提出させていただきました資料をもとに、その後、変更、追加させていただきました部分を中心にご説明したいと思います。

まず、こども未来部の新設に伴う効果というところで、1ページでございますが、設置による効果というところでございます。ここの部分の子育て支援の充実の項目の下線部分でございますが、子ども・子育て関連3法に対する迅速、かつ適切な対応ということで追加させていただきました。

関連3法が8月10日に成立、8月22日に公布されたということに伴いまして、国の動向が大枠で示されてきております。まず、市みずからが子ども施策の事業計画を平成26年度までに立てて事業を実施していくということでございまして、それに伴いまして、子育て当事者などの意見反映のために子ども・子育て会議を設置すること、あるいは計画策定の基礎資料として、子育てに関する住民ニーズを把握することとなっております。このような国の動向に関しまして迅速かつ適切な対応を図れることともなるということで、効果としてつけ加えさせていただきました。

続きまして、資料のほう、飛んでいただきまして6ページをお願いいたします。6ページから11ページまでにつきましては、今回新たに追加資料として提出させていただいた部分でございます。こども未来部及び健康福祉部の主な業務と事業ということで整理させていただきました。

まず1番のこども未来部でございますが、こども未来課におきましては2係1室を設置することとしておりまして、子供に係る施策の企画及び調整に関する業務でありますとか、学童保育に関する業務でありますとか、青少年団体に関する業務などを行ってまいります。また、その横の欄でございますが、主な事業を記載してございますが、これにつきましては、平成24年度、本年度予算を参考に記載してございます。

次に、こども保健福祉課でございますが、2係2室を設置し、児童手当・児童扶養手当に関する業務、あるいは母子保健業務、児童問題の相談、支援に関する業務、あるいは発達支援の必要な児童の相談及び指導に関する業務などを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

資料のほう、7ページをお願いいたします。

児童発達支援センターあけぼの学園でございますが、児童発達支援に関する業務でありますとか児童の地域支援に関する業務などを行ってまいりたい。

また、保育幼稚園課におきましては、3係を設置いたしまして、保育園及び幼稚園の管理運営に関する業務でありますとか、入退園に関する業務、あるいは保育園、幼稚園教育の指導助言に関する業務などを行っていくこととしております。

続きまして、健康福祉部、資料のほうは8ページをお願いいたします。

下の二つの欄でございますが、保護課や介護・高齢福祉課などにつきましては網かけがかかっておりますが、この部分につきましては、部が変更となるものの、課における業務といたしましては変更がないものでございまして、変更のあるものを中心に主な変更点についてご説明申し上げます。

まず健康福祉課におきましては、現在ある健康部の健康総務課と福祉部の福祉総務課が合体することとなります。また、手当、医療費助成に関する業務が障害福祉課に移動いたします。ここの部分に関する変更点については以上でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

障害福祉課でございますが、先ほども説明いたしましたが、福祉総務課の担っていた手当、医療の給付につきましては、子ども以外の部分のほとんどが障害者関連ということから、障害福祉課を2係から3係にいたしまして業務を担うことといたしました。

次に、健康づくり課でございます。こちらの部分につきましては、母子保健に関する業務がこども未来部に移っていきますことから、3係を2係体制といたしました。また、組織上保健所の下に従来位置していたものを健康部のもとに配置していきたいと考えてございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。保健予防課でございます。

健康総務課が担っていた医療に関する業務や保健所の事務事業の調整などの業務を担うことといたしまして、2係より管理医療係を追加し3係といたしてございます。

以上が主な業務と主な事業を掲載した資料でございまして、説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですが、委員の皆様、ご質疑があればご発言をお願いいたし

ます。

#### 中川雅晶委員

この委員会資料の1ページのこども未来部の設置のところで子育て支援の充実というところで、子ども・子育て関連3法云々というところは入れていただいております。あわせて、平成26年度の半ばぐらいまでにはこの事業計画を立てなければならないということで、この間もあったように、となると、平成25年度からそのニーズ調査とか準備に入らなければいけないということで、できれば本市の就学前の方向性というのをきちりと決めていかなければいけないとか、課題に対していかに対応していくかというところが肝やと思うんですけれども、その意味においては、部が大きく変わって、なおかつ喫緊にやっていかなければいけないことがあるので、準備組織等、この組織体制もきちりと仕事ができる組織体制に組んでいただくようお願いをしたつもりなんですけれども、その辺のお考えというのは。

#### 荒木財政経営課長

先ほどご質問いただいた件に関しましては、基本的には企画総務係、こども未来課の、資料のほうにつきましては5ページになりますが、こども未来課、一番上のところでございますが、企画総務係ということで、ここの係で担うということにしております。ご意見がありましたように、一番肝の部分、この辺の部分につきまして迅速に対応していくと、かつ本市の特徴ある施策を構築していくということが一番大事な部分というふうに考えておまして、ここの部分につきましては、この議会の一般質問でもお答えさせていただきましたようなスケジュール感をもちまして対応を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### 倭財政経営部長

若干補足させていただきます。新組織のそういうところが担っていくというところでございますが、今ご指摘いただいたように、具体的に今、4月までにやるべきこともございますので、そこにつきましては、関係部局、教育委員会、それとか福祉、健康、こころの関係部局が集まりまして既にワーキングを設置してございます。そういった中で、今ご

意見いただいたところも踏まえて、今議論に入っておりますので、4月からもうすぐに事業が進みますので、そういったところ、すっと入れるように、スタートできるようにということで、今調整に入っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

中川雅晶委員

ぜひお願いをしたいと思いますので、サービスをワンストップ化して、より市民にわかりやすい、相談体制も充実させるとかという部分と、それから、さっき私がお願いした子ども・子育て関連3法に関してこれからやらなければいけないことというのは、多分に政策的なこと、企画的なことをやらなければいけないので、その辺をしっかりと立て分けてやっていただくようお願いをしたいというお願いと、もう一つ健康福祉部も本当に大世帯の組織になるので、この辺のしっかりとガバナンスがとれるように、人事においても、この組織をちゃんとガバナンスできるような人事体制もあわせて組んでいただくようお願いして終わっておきます。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

この10ページの業務をちょっと今改めて見ると、保健予防課が、これはもちろん前は保健所の中にあった保健所の総務的な部分ですね。例えば管理医療係という医療機関の開設許可等なんですけど、こういう部分も入ってくるとなると、課の名前として本当に保健予防課でええのかなという気もちょっとしてきているのと、それからもう一点、精神保健、もちろんこれも保健所がやっていた話なのであれなんですけど、精神障害の保護に関して、ここの保健予防課に入ると、障害福祉課、3障害のうち精神障害だけ保健予防課で見ると、ちょっと区分けになるのもどうなのかなという気もするんですけど、もしこれ、ここで答えられたら話なんですけど、財政経営部の皆さんが。議員説明会のときに気づけばよかったなと思ったんですけども、もし答弁できそうなら。

荒木財政経営課長

精神保健の関係でございますが、これにつきましては、現在も保健所の中で健康部になってございます。確かに身体でありますとか知的である部分につきましては、今のところ、現在の体制といたしましても、福祉部の障害福祉課ということになってございまして、今現在も分離してございますので、このことから現状とは何ら変わりはない体制であるということでございますけれども、ただ、委員おっしゃられたように、きちっとその辺につきましては連携をとっていく必要があるということは十分認識いたしてございます。

また、保健予防課の名前でございますが、あくまでも保健所の中を束ねる主管課ということございまして、従来のように保健所だけに特化したもの以外のもの、例えば健康づくりの部分でございますとか、そういうものの部分までもこの主管課で担おうとするものではないことから、今現在は保健所の3課、予防課、衛生指導課、食品衛生検査所というところの、あくまでも保健所の中の3課の取りまとめということから、保健予防課という名前でもいいのかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

芳野正英副委員長

保健所の取りまとめの部分で言うと、逆に言うと、保健総務課みたいな形で保健予防係と。その保健予防の係と管理医療の部分で言うと、保健予防課の中に管理医療というのが何かちょっとしっくりこないなと思ったんですね。そうすると、保健総務課でもええのかなと思ったんですけど。今さらこんなこと言うていいのかなと思ったけど、早くに気づくべきだったんですけど。

倭財政経営部長

確かに組織については一番わかりやすい名称ということで、こちらとしても心がけさせていただいております。当然それは市民の方にもわかりやすいというふうなところでございます。

各いろいろな業務を担ってございますもので、それにトータルでフィットした名称というのはなかなか難しいというところでございますけれども、そういったところで、内容的に予防的なところもあるというふうなところでこの名称として、今、保健予防課というふうなところで考えさせていただいたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。それが全体を総括できるような名称が、こちらとしてもそういう考え方で

考えさせていただく中で、今こういう形でお示しをさせていただいているというところでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

芳野正英副委員長

まずはつくってみて、健康福祉部、先ほど中川委員からも指摘がありましたけど、数が多いので、さっきも言ったように3障害が離れているのが本当にいいのかどうかという部分もあると思うので、適宜そういう部分は検討していただいて、年度ごとに見直していただけるように要望にしておきます。

早川新平委員長

他に。

野呂泰治委員

もう私の気持ちだけなんですけど、こども未来部発足ということで、大変ありがたいのですが、市民として、というよりか子供さんに対する考え方、本当に子供さんの数が少ないというか、なかなか人口がふえないというか、本当にもう若い方も大変なんだと思います。ですから、これができたということは、国を挙げての恐らく法律ですので、やっぱり社会全体で、四日市全体でやっぱり四日市の子どもをしっかりとサポートしていく。単なるこども未来部というのではなくて、ここにも少し企画総務係、あるいは子育て支援係とありますけど、私はこども未来部というよりか、むしろはっきりと子ども・子育て応援部とか、子ども・子育て支援部というくらいのはっきりとした、市が、いわゆる四日市市全体で四日市の子供さんを子育て全般、あるいは教育委員会、いろいろいじめの問題もあります、いろんなさまざまなことをしていくんだということをしっかりと行政は受けとめてやっていってもらいたい、こんなふうに思いますので、単なるこのこども未来部だけに任すのではなくて、その辺組織をつくられた財政経営部長、一言コメント。

倭財政経営部長

こども未来部という名称を今挙げさせていただいております。四日市の将来を担っていただく、未来を担っていただく子どもというふうなところも含めまして、こども未来部と



いう名称にさせていただいたというところでございます。確かに委員おっしゃられたように、社会全体、それから本市全体で今後この子育てというところをしていかないとだめだと。今回の一般質問でもいろいろご意見をいただいたというふうなところで、そこら辺は真摯に酌み取らせていただいて、今回このこども未来部をつくったことがよかったと言っただけのように、今後そこら辺の事業を推進させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

野呂泰治委員

もう一点、所管が違ふかもわかりませんが、組織ができた以上は、やっぱり今度は裏づけですわ、予算、財政支援。少子高齢化、福祉社会ですから、だんだんと福祉の介護・年金・医療、さまざまな予算がついております。大変な金額です。だけど、子供さんを育てる、そういうお母さん方、いろんな父兄に対する、子ども1人当たりに対する、子育てに対する資金といいますか、予算というのは、調べてもらえばわかりますから言いませんけれども、本当に少ないです。やっぱりそれも含めて、財政的な支援もしっかりとやっていくんだと、それをどうするかということは、市の中でいろいろやりくりをしながらやっていかなきゃいかんということですが、それもあわせて財政経営部長の考え方を聞かせてください。

倭財政経営部長

財政的な支援ということでご質問いただいたわけでございます。今回これをつくりまして、具体的に子ども・子育てを支援していくというふうなところでございます。幾らというよりも、当然それを進める上でどういった事業が必要なのかというふうなところを議論させていただくというふうなところになってまいろうかと思ひます。そういった議論をする中で、効果のある事業については、当然こちらとしても財政的な裏づけをさせていただくというふうなところで、当然今後の子育て支援と子供を育てるというふうなところで必要な事業をこちらとしても事業化してまいりたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

野呂泰治委員

もうこれで最後にします。そのことによって、一般質問でも恐らくあったと思うのですが、いわゆる若い方々にどんどん四日市で生活をしてもらう。四日市で住んでもらって、四日市で一生を送ろうやないかという、やっぱりそういう市に持って行ってもらいたい、こんなふうに思います。

以上です。

早川新平委員長

他にございませんか。

じゃ、一つだけ教えてください。1ページの真ん中辺にある設置による効果、就学前保育・教育の充実と書いてあるんですけども、この保育と教育を分けて、保育は保育園を指しているのか、教育は幼稚園を指しているのか、これはどっちなんですか。これは必ず、所管が向こうになると思うんですけど、幼保一体化のところに出てくるんですね。ここには共通のカリキュラムということもその次の行に出ているんですけども、保育園や幼稚園の交流というふうに書いてあるので、ここは全然問題ないけど、就学前保育・教育の充実、あえて分けてあるんやね。これはどういう意図で分けられたのか教えていただきたいです。

倭財政経営部長

よく就学前教育というふうなところで名称が出てまいります。学校に入られる前の方、現実的には保育園に行かれています方、それから幼稚園に行かれています方というところがございまして、今後部を一つにしても、現状のいわゆる保育園、幼稚園の枠、これはそのまま残ってまいります。これは法的にございまして、それはちゃんと適正に管理運営していく必要があるというところでございまして。

ただ、今後、この部を立ち上げますと、当然幼稚園のあり方、保育園のあり方、そこら辺についてはトータルでどういう形で四日市としてやっていくのが必要かというふうなところも、この新しい部のほうで議論をさせていただきたいというふうに思っております。たしか平成15年に就学前教育のあり方というふうなところもまとめさせていただきました。その内容といたしましても、やはり保育園はどうなんだ、幼稚園はどうなんだというふうなところも含めての内容になってございます。やはり四日市のお子さんは今後どういう形で就学前はあるべきなのだというふうなところで進めていく必要があるというふうに認識

してございます。

ただ、現実的に、今保育園、幼稚園というところがございますので、あえて教育という言葉であらわすと、何か幼稚園というふうな思いに取られてもいけないと。やはり保育園、幼稚園もひっくるめて、全体として本市の子どもさんのあり方をというふうなところで、あえて保育・教育というふうなことでお出しをさせていただいたというふうなところでございますので、新しい部の中で、そのあり方については考え方を整理させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

早川新平委員長

ありがとうございます。そうすると、入り口論という形でいいのかな。そういうふうに現在窓口を一本化するという理解でいいんですかね、こども未来部というのは。

倭財政経営部長

一本化して、その窓口でもありますし、この就学前保育・教育についても、委員長がどうあれかわかりませんが、やはりお子さん全体についての考え方をそこで一つでやっていくというふうなところで考えさせていただいているというところでご理解をいただきたいとは思っておりますけれども、それが保育園、幼稚園に関しましても、ほかのものに関しましても全てになってまいろうかというふうに思っております。国の動きも、子ども・子育て関連3法ができましたけれども、ここで例えば支援事業につきましても、内容といたしましては、学童保育もありますし、それから今の保育園の特別保育的なところの、今の事業ですね、そういったところ、それから健康部が今担っています妊婦健診、こういったところも今回、この国の子ども・子育て関連3法の中には含まれてございます。そういったところを、やはり今健康部、それから教育委員会、福祉部、そういったところでまたいでおります全ての事業が今回この法律に基づいて今後のメニューをつくっていく、四日市としての計画を立てる必要が出てくるというふうなところも踏まえまして、今回この形をさせていただいているというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

早川新平委員長

ありがとうございます。学童保育という言葉が今ちょっと出てきたんやけど、今のところやと教育委員会かな。これもこども未来部に変わってくるということか。

倭財政経営部長

はい。

早川新平委員長

わかりました。

他にご意見はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

ご質疑はないようですので、討論はございますか。

(なし)

早川新平委員長

それでは、別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第119号四日市市事務分掌条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第119号 四日市市事務分掌条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

## 議案第121号 四日市市税条例の一部改正について

早川新平委員長

続いて、議案第121号四日市市税条例の一部改正について、ご説明をお願いいたします。

内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部次長の内田でございます。私のほうからは、議案第121号四日市市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は、その2の261ページから263ページでございますが、ご説明につきましては、お手元の平成24年11月定例会議会提出議案参考資料の15ページのほうで説明を行いますので、ご準備のほうをよろしくお願いいたします。提出議案参考資料でございます。

早川新平委員長

よろしいですね、委員の皆さん。

では、説明をよろしくお願ひします。

内田財政経営部次長兼市民税課長

資料の15ページでございます。今回の四日市市税条例の改正につきましては、平成24年度の税制改正大綱による地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律と、資料の一番上でございますけれども、これがことしの3月30日に成立しまして地方税法の一部が改正されたことを受けて、資料でございます2項目について上程をさせていただいたものでございます。

資料の主な改正の(1)でございますけれども、年金所得者に係る申告手続の簡素化につきましては、平成26年度以降の年度分の個人住民税に適用されるものでございまして、(2)の償却資産の固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合の延長等につきましては、平成25年度から平成27年度の固定資産税に適用されるものでございます。

なお、平成24年4月1日施行にかかわるものにつきましては、既に平成24年3月30日の緊急議会のほうで上程させていただいておりますので、そのほかの2項目ということでもよろしくお願ひいたします。

まず1点目の年金所得者に係る申告手続の簡素化でございますけれども、市税条例第36

条の2では、市内に住所を有する個人については、毎年3月15日までに市民税・県民税の申告書の提出義務があるとし、そのうち、給与所得あるいは年金所得以外の所得を有しない者は申告書の提出義務が除かれる、こういう規定がございまして、しかしながら、公的年金等支払報告書につきましては、給与支払報告書に加えまして、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除、それだけではできないものがございまして、現実的にはこれらの所得控除を受けようとする場合は申告書を提出していただく必要がございます。

今回の改正につきましては、これらの所得控除のうち、寡婦あるいは寡夫の控除につきましても、公的年金等支払報告書によって控除できるようになったということで、申告手続の簡素化を図るものでございます。

次に(2)ですが、償却資産の固定資産税の課税標準の特例措置でございますけれども、内容は2点ございまして、1点目は、特例措置の適用期限の延長でございます。これまで平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した下水道除害施設、具体的には総務省令で定められてございますけど、油水分離装置とか汚泥処理装置、あるいは脱アンモニア装置等々でございますが、これらを対象としておりましたものが、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得したものまで延長されたということでございます。

2点目は、平成24年度税制改正大綱に盛り込まれております地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例というものでございますけど、これは従来は国が一律に決めておりました政策減税につきましても、地方自治体の独自の判断で政策減税を実施できる制度でございますが、これによって課税標準に乗じる割合については、これまで地方税法附則第15条第2項第5号に全国一律で4分の3と規定されておりましたものを、地方税法では4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合と範囲を規定するにとどめられまして、実際に適用する割合につきましては条例委任という形で、各自治体が地域の実情に合わせて規定することができるようになったというものでございます。

割合につきましては、分母をそろえて具体的に申しますと、国は、例えば12分の9を参酌し、12分の8以上12分の10以下、その範囲内において自治体で決められるという意味でございます。国が参酌とする4分の3につきましては、公害防止施設の一つである下水道除害施設の整備については、原因者、発生者の自己負担原則とされてはおりますものの、担税力の弱い設置者には、引き続き税制支援が適当であると、そういった考えによって認められたことが参酌されてございます。

本市の場合におきましては、下水道法で定められる下水道除害施設の設置義務のある者には、やはり担税力の弱い設置者への税制支援は必要であること、あるいはこれまでも一定の効果があって、従来から特例対象となっているものでもございますので、現行の割合を継続するという考えがとれるということから、国が参酌するとする4分の3を割合としたところでございます。

また、これによりまして、四日市市税条例附則第10条の2、現行の第10条の2でございますけれども、合わせて条項ずれの改正をさせていただいております。

説明は以上でございます。

早川新平委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆さんからのご質疑を賜ります。

ご質疑はございませんか。

中川雅晶委員

この割合も現行の4分の3をそのまま4分の3にされたということの根拠、ここも本当は自治体に裁量権がおりてきたわけですね。でも、おりてきたにもかかわらず今までと全く同じという、その整合性というか、正当性というのはどこにあるのかだけ教えていただけますか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

市民税課長の内田でございます。

そもそもこの特例措置の減額の割合というものは、昭和41年の改正の折に、下水道除害施設は公害防止施設の一つということで、当時この公害防止施設については非課税という扱いでございました。当然それと同じ機能を持つ下水道除害施設についても非課税と、これが最初の出発点でございます。

その後、やはり水質の基準を国が定める一定の基準まできれいにするといったことで、そういう軽減措置が続けられておったわけですが、やはり設置者にも責任がある程度求められるものであろうということで、徐々に減税割合については改められていきまして、現在はその経緯を踏まえて4分の3になっておるというところでございます。

この制度は、従来からあるわけでございますけれども、現在、このわがまち特例によって、地方自治体の実情に応じて決められるということになったわけでございますが、実際には大きい施設、特定施設という、自分のところで処理場を持って河川等広域水域に流す場合と、直接公共下水道に流す場合があるわけですが、特に固定資産税のこの特例措置については、水質汚濁防止法によって特定施設を備えてきれいな水にして、公的な水域に流す場合は、既に3分の1という減税割合があるといいますが、特例措置が認められておりますので、したがって、税制上は、そちらのほうが有利ということで、実績としては除害施設の実績が、現在のところ税においてはなないと。

ですから、本来ですと、いろいろ実績を踏まえた上で、地域の実情に合わせて4分の3がいいかどうかという判断をしていくわけですが、今後、実績が出てきたときには、もう一度考え直す必要がございますが、現時点では水質汚濁防止法で3分の1の適用を受けるほうに流れておるということで、4分の3を見直す理由がなかったということがございます。

以上でございます。

早川新平委員長

聞いても非常に難しいんやけど。

中川雅晶委員

お願いなんですけど、このぺらぺらの1枚ではなかなかよくわからないので、できれば、後で結構ですので、現時点ではこの4分の3も、どうのこうのということは私はよくわからないので、これはこれでとりあえず現状でいいかとは思うのですけれども、もう少しちょっと経緯とか、私でもわかるような資料を、後日で結構ですので、要請しておきます。お願いします。

早川新平委員長

ごもっともで、先ほど言葉の中で分母をそろえて12分の9という、それで4分の3と、幅があったというところ、そういうところも踏まえてお願いしたいなというふうに思います。



野呂泰治委員

同じです。おたくらは専門家やからよくわかるけど、聞いているほうはわからない。条文ばかり読んでいます。だから、金額的にこうこう、現在はこうなっているんだけど、これをこのように金額がこういう法律でこういうふうになるから、金額的にこれだけ税金が減額になりますよとか、これだけこうこうしてやったからプラスになります、そういう比較表というか、そういうような説明をしていただくと一番よくわかるんだわね。だから、改正したということが、ようになったのか悪くなったのかわからないというかね、逆に文章ばかりやと、いつの間にやら、実は所得補償ってあったんです、国でもね。あれでも各一反当りに1万5000円もらったんですけども、その年のお米の取り高の等級が、今まで、昨年までは1等だったので1万2000円だったのが、1万5000円もらったら、みんな3等になって8000円になっとるの。マイナスになっとるわけ。1万5000円もらったけど、3月にトータルしてみたらプラス・マイナス・ゼロになっとった。そういうことがあったんです。だから、数字って魔術なんです、はっきり言って。だから、その辺をやっぱりしっかりしていただくとありがたいと、こういうことです。

早川新平委員長

財政経営部がしっかりやなしに我々がしっかりせなあかんの、理解せなあかんのやけども、もう少し平易な文章とか、わかりやすい言葉を使っていただきたいというのが本音やと思っています。

倭財政経営部長

今ご指摘いただいた点でございます。まず、中川委員さんから言われた資料については準備させていただくというところでございます。

それと、今後、申しわけございません、わかりやすい資料の作成というところでございます。これはこちらとしては十分心がける必要がございますので、それは注意して今後もさせていただきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

早川新平委員長

ぜひよろしく申し上げます。申しわけございません。

それでは、他にご質疑はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言を願います。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第121号四日市市税条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第121号 四日市市税条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

続いて、協議会に入っていきます。

理事者の入れかえがございますので、委員の方はそのままお待ちください。

14 : 50 休憩

15 : 10 再開

発議第10号 防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書の提出について

早川新平委員長

これより、意見書案で発議第10号が出ておりますので、事務局に朗読をさせます。

〔意見書案朗読〕

早川新平委員長

意見書はお聞き及びのとおりです。

これから委員間討議に入っていきます。その後、討論、採決に入っていきたいと思っております。

この発議第10号に対して、いろんなご意見、委員間討議をやっていきたいと思いますが、委員の皆さん、どうですか、ご意見はございませんか。

中川雅晶委員

この意見書の趣旨のままですが、本市においては、南海トラフ巨大地震と、それから、この間、高速道路のトンネル事故があったように、やっぱり社会インフラの整備から年数がかなり経過していて、集中的に高度経済成長期に整備した我が国は、これから人だけではなくて、社会インフラの高齢化を迎えるというところで、それをどういうふうにマネジメントするかという側面と、やはりこういう社会インフラを整備することによって、経済を上向かせるというか、経済対策であったり、雇用政策にどう結びつけていくかということと、それから、単に防災だけでいくと、この間の東日本大震災のいろんな予算が流用されて、目的をちょっと外して使われてしまうということをやっぴり避けるためには、こういう防災・減災体制再構築推進基本法というのをしっかりと定めた上で、そういうことをしなければならないということだというふうに趣旨で出させていただいているのではないかなというふうに思います。

ここでちょっとややこしいのが、アセットマネジメントというのがよくわからないのですけれども、アセットマネジメントというのは、ストックにありがちな、今まではやっぴ

リスクラップ・アンド・ビルドというような形だったのが、そうではなくて、資産を効率よく管理運用するという意味合いで、東京都が出しているんですけども、損傷が発生してから対応する対症療法型管理から、損傷の推移を適切に予測し、事故の発生を未然に防ぐ予防保全型管理への転換という部分と、更新ピークの平準化とコストの縮減をするということと、利用者へしっかりと説明責任を果たしていくというところの部分で、東京都はアセットマネジメントという形で言っているんですが、要は、例えば延命というか、ちょっと手直しすることによってさらに延命できるもの、これはつくり変えなければいけないものというのをマネジメントをしていくという視点のアセットマネジメントというところであって、僕もよくわからないのですけれども。

#### 早川新平委員長

ありがとうございました。語意の説明までしていただきまして、委員の皆さん、よくわかったと思います。ちょうど先週、中央自動車道の笹子トンネルで天井板の崩落事故があったと。あるいはマスコミ等で、今中川委員がおっしゃったインフラがかなりもう老朽化してきて、どんどんこれから再構築をしていかなきゃいかんのやろうというときに、これは私はタイムリーかなと思っておるのですけれども。

#### 野呂泰治委員

大変いいあれだと思うんですけど、それについては、東京都というお話が出ましたけれども、東京都は公会計をやっているんです。だから、正直言って、いわゆる行政の財政というよりか、資産内容の、どういう建物がいつ建てられたとか、そして、耐用年数がどのぐらいたっているか、そういうしっかりした財産管理というか、資産管理をはっきりもつとるように、やっぱり我々は言っていないといかんと思うんですね。ですから、港でもそうなんですわ。何号岸壁をいつつくったのかわからないとか、あるいは橋でもそうなんですわ。ほとんどつくられたときの日だけしか書いてないし、また金額なんかも書いてないです。そういった面もありますので、そういったこともよく考えた上で、しっかりと、それも基本計画、基本法の中にも入れていただけるような形で最終的にはなっていくんだと思いますけども、そういうことが一番大事だと思いますので、若い方というか、我々はわかりませんのでね、いつつくられたものか、と思います。意見です。

#### 芳野正英副委員長

私も基本方針は賛成なんですけど、と思うのは、再構築という言葉が随所に出て、もちろん基本法も再構築ということになっているんですけど、これをどう捉えるかで、東日本大震災によって日本の防災・減災体制が崩れたから再構築をするのか、もともとあるものの土台で強化をしていくのかというところの考えもあるのかなというふうに思っていますので、それを、例えばこれで今日本の防災・減災をやってきたことが、もう崩壊しているのやということならば、再構築ということでもいいんですけど、趣旨は多分一緒なんだと思うんですけど、この辺の考え方が、防災・減災の体制自体はずっとやってきた部分もあって、不十分だった部分もあるし、だけど、逆に言うと、釜石の奇跡みたいに、防災教育が進んでいたところもあるという部分で言うと、再構築という言葉というのは何かちょっと違和感を感じるなという気がします。

ただそれは、それが今テーマとしてそうなのであれば、趣旨として実現するものは実現さえすればいいので、私はそれは特にあれなんですけど、何度か再構築という言葉が出てくるので、何か不思議な表現だなとは思っています。

意見書に対して反対をするものでもないですし、この防災・減災体制再構築推進基本法というのが一つのバックとしてもある程度高めて、固まってきているのであれば、それに別に反対するつもりはないんですけど、もしその辺が表現を変えられるのやったら、変えたらどうかなという気もします。

#### 中川雅晶委員

再構築という言葉は、そんなにこだわってはいないと思うんですけど、ただ、今ある防災・減災、いろんな対策とか、そういういろんな施策というのは、もちろん効果的なものもたくさんありますし、先進的なものもありますので、それをどう高めていくかという側面と、それからやっぱり再構築と言っている部分は、社会インフラの再構築という側面もあるのかなと思いますが、そういう片方だけではなくて、両方、社会インフラの整備という部分と、それから防災・減災をより高めるという意味での再構築という言葉というふうに私は理解しているんですけど。

#### 芳野正英副委員長

ここにも確かに老朽化した社会資本の再整備みたいながあるので、その部分も確か

に大事なんだろうなと思うんですけど、国土強靱化法みたいな感じになると、ちょっと僕はどうなのかなという気もするので、そういう面はちょっと懸念はあるんですけど、趣旨としてはいいなというふうに私も思います。

#### 野呂泰治委員

よくご存じなんですが、国土交通省はもう2007年ぐらいからこういう問題については研究会というので実は話し合っていたということをちらっと聞きました。そして、これからの予算については、恐らくこういう新しい社会資本をどんどん整備していけば、最終的には、こういう今までの古いもののいわゆるメンテ、維持管理費そのものの費用がもうパンクする、国土交通省の今の予算を倍にしないことにはできないのだというぐらいに世の中がなっているというふうなことを、ちらっと僕はグループで前に行ったときの研修会で聞きました。しかも、環境の破壊というか、さらに経済が発展していけば、より一層、ゲリラ豪雨じゃないですけど、そういった問題もどんどん出てくるので、大変な時期に来ているんだなという思いをしておりますので、よりそういったことについてはっきりと明文化して、新しいものはつくっていかなきゃいけないけども、古いものは本当にもう三つのうち二つにするんだとかいって、もう使わないとか、本当に選択と集中というぐらいの、こういう制度をしていかないと、これからはもたないのじゃないか、こんなふうに思っております。私は意見としてそういうふうに思っております。

以上です。

#### 早川新平委員長

他に。本当にフリートークみたいな委員間討議ですので、ご自由に僕は質疑をやったほうがいいと思っています。

#### 中川雅晶委員

従来型の公共事業をさせないというところの趣旨が非常に高いというふうに思います。やっぱり財源も、ここにちょこっと書いてあるんですけど、財源をやっぱり明確にしていくなということが課題かなと思います。社会インフラなので、世代間にわたって負担をし合わなきゃいけないというのはもちろんですけども、これは赤字国債ではなくて、例えば建設国債であれば60年と決まっていますので、それだけではなくて、なるべく現役世代が

負担できるような形で、別のそういう特別な国債というか、債券を発行するというのも一つ考えられるし、できるだけ、例えばそういう民間の資本とかも入れるとかということで、この財源をちゃんと考えて、再構築、再整備した上でやるということも、重要な側面かなというふうに思います。そういう趣旨で、ぼんぼんぼんぼんという意味ではなくて、ちゃんと経済対策の視点も入れて、財源の視点もしっかりと入れて、次の世代へ社会インフラを渡すというような視点で、こういう基本法をしっかりと定めたほうがいいんじゃないですかということが趣旨ではないかなと読み取れるんですけど、よろしく願いいたします。

早川新平委員長

もうご意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

では、採決に移りますが、この発議第10号、意見書の提出について、総務常任委員会としては、可決をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、可決させていただきます。

〔以上の経過により、発議第10号 防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書の提出について、採決の結果、可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

それでは、35分再開で、ただいまより休憩に入ります。短いか。じゃ、40分再開で危機管理監、午前中の部分の続き、質疑が2名ほどお見えになりましたので、その後、採決で、協議会に移っていきたいと思います。

じゃ、40分再開です、よろしくお願いいたします。

15:26 休憩

15:41 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き、会議を再開をさせていただきます。

冒頭、吉川危機管理監のほうより発言を求められておりますので、発言を許します。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。急遽北朝鮮のミサイル発射の情報が入りまして、審議中ではございましたが、大変ご配慮をいただきましてありがとうございます。あその後、危機管理室のほうで情報収集等に当たりまして、適切に指示をさせていただいたというふうに考えております。

なお、議会のほうへのご報告につきましては、取りまとめたペーパーによりましてご報告をさせていただいておるとおりでございますが、まず第1報の情報がMネットに入りまして、J - A L E R Tの緊急情報ではなかったということで、J - A L E R Tは一切情報は入っておりません。といいますのは、さきに通知されておりまして、万が一方向がずれて本州に影響がある場合はJ - A L E R Tで緊急情報と。そのときにはもう即時対応ということでございましたので、そういう情報ではなかったということで、適切な情報を収集してからお伝えをするというふうなことで徹底をしておりました。

あんしん・防災ねっとのほうは、最終的な着弾といいますか、落ちた地点、落下物の地点が判明したのが午前10時15分でございますので、午前10時20分に、5分間であんしん・防災ねっと等へも発信ができたという状況でございます。



お時間をいただきまして大変恐縮ですが、今後とも、まだ若干国のほうで情報分析がされておりますけれども、当面の危機はないのかなということで、最終的には判断させていただきますが、きょうの時点で最終警戒体制は解除できるのかなというふうに考えております。

なお、不測の事態に備えましては、消防本部の夜間体制、24時間体制等含めまして連携をして、引き続き危機管理については万全を期したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ありがとうございました。

早川新平委員長

説明は今お聞き及びのとおりですが、本当にご苦労さまでした。また、この四日市には大した影響もないということで、不幸中の幸いやというふうに思っております。

午前中、急遽こういう事態になりましたので、審査の途中になっておりましたので、午前中に引き続きご質疑のほうを承ります。

笹岡秀太郎委員

災害時緊急情報及び安否参集確認システムでよろしいんやね。まず、これは概要を見てもみますと、システムが2系統、災害時の緊急情報を配信するのと、もう一つは職員の安否参集確認システムと、この二つでよろしいんですね。この合計が補正予算のお示しになっているところと、こういうふうに理解しますが、それぞれのシステムの金額をまずよかったですら。

内糸室付主幹

現在のところ、資料が下のほうにありますので、ちょっと持ってこさせてもらいます。

笹岡秀太郎委員

じゃ、もうよろしいわ。

内糸室付主幹

基本的には、もともとはあんしん・防災ねっとという住民向けのメール配信サービスだ

けだったんですが、そのオプションサービスという形で非常参集の関係のものが後からついてきたという状況になっております。なので、もともとはこの災害時緊急情報のメールサービスだけであったのですが、そのほうでオプションサービスでついてきたというところになっておりますので、必要であれば、またすぐに持ってこさせてもらいますけれど、済みません。

笹岡秀太郎委員

従来のものにオプションとしてこういうサービスがついてきたというふうに、じゃ、理解しておきます。もう細かいのは要りませんので。

まずこれ、職員の安否を確認するのか、それとも参集するのを確認するのか、どちらなんですか。

内糸室付主幹

危機管理室、内糸です。

職員の安否参集確認システムにつきましては、メールがまず送られてきます。その中で非常体制ですので全員出勤しなさいとか、1次体制ですので、その対応する職員は出勤しなさいという形でメールをさせていただきます。

安否の確認を求める場合と求めない場合とありまして、一般的には地震災害時等を想定をしておるのですが、地震災害時であると、参集できるかできないかわからない。風水害であると、一般的には本人が被災しているという可能性は低いですので、こういうことは求めないのですけれど、そのときに安否確認を求めるという場合には、そういったものを付加してメールを送る。そうすると、携帯側にインターネットのURLとって、アドレスが張りつけられていますので、そこを開くと何時ごろに参集できるのかと。15分以内に参集できる、30分以内に参集できる、けがで参集できないという形のものを書いて、本人の情報がどうやと、けがをしている、無事やとか、家族がけがをしているというところをチェックを入れる欄がありまして、もう一つ自由記入欄があって、例えば周りが被災をしているとか、火事になっているとかというふうなことがあると、そういったような地区に住んでいる者がたくさんおると、例えば僕が楠地区に住んでいると、楠地区がたくさん被災しておるんやなということが一応情報としても上げるような形のシステム、まずは情報として参集しなさいという連絡をするものと、そのときに場合によっては付加して、本人

の状況をあわせて返していただくという形の2段階になっております。

済みません、説明がちょっと長くなりましたけれども、以上です。

笹岡秀太郎委員

総務常任委員会で行った武雄市はその辺はフェイスブックでやっと思ったんやな。映像もわかるようにね。映像は付加してないんやな。

内糸室付主幹

今のシステムとしては、例えば写真を添付したりとか、映像をつけたりというようなことはできないという形になっております。今後、入札という形になってくると、それぞれのいろんなメールのサービスのところがありますので、そのところによっては、そういったものができるというところのメーカーが入札してくる場合もありますので、そういったことも含めて新しいシステムであるとか、気象情報であるとか、連携できるものについては付加していくということは考えております。

笹岡秀太郎委員

わかりました。それからが一番大事なところなんやけど、それを利用して、例えばシミュレーション、訓練ね、そういうのは実施していくの。具体的に職員にメールを使うような訓練、それは考えていますか。

内糸室付主幹

危機管理室、内糸です。

職員へのメールの関係のところ、参集の関係のシステムのテストについては、年数回しておりまして、先日も11月11日、楠地区で津波の防災訓練をしたときにも、参集訓練のテストメールを配信させていただいております。防災訓練の日であるとか、特に最初にメールを、職員の入れかわり等もありますので、入れかわりをした後の5月ぐらいとかいう形で、当然システムを入れても、使いこなせなかったというところもありますので、節目節目のところではテスト等も繰り返しまして、場合によってはメールアドレスが変わっているということも職員にあったらいかんという形ですので、そういったことをやっておるといったことをございます。

笹岡秀太郎委員

その訓練は事前に通知してやったものか、それとも抜き打ちにやったものか。

内糸室付主幹

現在のところは、事前に一応通知させてもらっている状態です。ブラインドという形で訓練ということも想定できるんですけど、今の時点では、事前にいつごろにするという形で、まずは確実にメールを使いこなしてもらおうというところを主眼として置いておりますので、そのところを重視して、現在のところは事前通知はさせてもらってからの訓練という形でさせてもらっています。

笹岡秀太郎委員

町田市がこれをもう抜き打ちで訓練しているようで、データも全て出しているんやけど、恐らくこれに近い数字が四日市も出るやろなとは思っているんやけど、やっぱりこれはある程度期間をおいたら、抜き打ちの実践に即した訓練は大事かなという気がするの、その辺の導入というのは考えていませんか。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。委員のほうからご指摘のございました実践的な訓練ということで、今後、図上訓練等も計画しておりますので、そういう中で事前通告なしで訓練をやりながら、その状況等、これも把握しながら今後進めていきたい、そのように考えております。

笹岡秀太郎委員

先進的にやっていらっしゃるところをしっかりとチェックして情報を確認してもらって、どこに問題があるかとか、あるいは改善の余地がある可能性もあるし、もう一つ大事なところは、連絡がなかったところや、あるいは万が一けがしているとかあったときの手当てということも、どうそちらのほうから指示するのかということも危惧するところだし、連絡がなかったとき、そのまま放置するのかどうかという部分も出てくるし、その辺の手当てというのは何か考えているんですか。

内糸室付主幹

危機管理室の内糸です。今言われたうちで、特に職員のところについて、出てこれないというような形が出た場合、当然職員については、うちのほうも、今業務継続計画等も含めて、ある程度職員については被災して出てこれない可能性もあるとか、津波浸水区域であれば、その辺のところでも職員も出てこれない場合もあるという形で、要はそれでも業務が続くような形のシステムづくりのほうを検討しております。

あともう一つは、その職員が例えば集中して被災をしておるといような形になると、先ほども言いましたけれど、その地区が重点的に被災しているといような情報がかめるとい形にもなりますので、そこには重点的に人を送り込むといようなことも、あわせて確認できるという形で考えておりますので、その両面から業務が継続できるということと、弱い地区について重点的に職員を送れるといふうなところの参照にしたいという形で、システム導入のところは現在やっておるといようなことでございます。

早川新平委員長

他に。

森 康哲委員

この職員の安否参集確認システムは、消防本部は入っとるんでしょうか。

内糸室付主幹

職員については、消防本部の職員についても、消防署も含めて全員メールのほうの登録はさせていただいております。

森 康哲委員

消防団員はどうですか。

内糸室付主幹

危機管理室、内糸です。職員のこちらへの参集という形でのシステムになっておりますので、現在のところは職員のみという形でなっております。

森 康哲委員

今現在、消防団員もそういう参集システムを使っていると思うんですけど、火災指令とか、そういうので、分団へ出動命令がかかるわけですが、そういうのは一元化にするとまずいんですかね。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。消防団の参集システム、今回のこの職員の参集システムと全く違う指令センターからの随時指令とメールと両方出せるやつで、システムが全く違うところになりますので、それを一緒にやるというのは、また業者間の検討とか、そういうところの技術的なあれが必要になってくるかと思うので、今一気にやるというのは、ちょっと難しいかなと考えております。

森 康哲委員

例えば自主防、地区防とか、または連合自治会とかへの拡充というのは考えてないんですか。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。現段階では、職員の庁舎並びにセンター等への参集情報をつかむという意味で、職員のみで今のところは考えております。

早川新平委員長

他にございませんか。

(なし)

早川新平委員長

では、ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。  
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

15 : 56 休憩

17 : 18 再開

早川新平委員長

委員の皆さん、済みません、あと少しお願いをします。

冒頭で所管事務調査をお諮りしましたけども、正副委員長に一任をしていただきました。今回の所管事務調査はいろんなことを加味して行わないということに決定をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

その次に休会中の所管事務調査について、前回正副委員長に一任という形でたしかあったと思うんですが、シティセールスについてと。これは行わせていただこうと思います。シティセールスについてということなんやけど、これは提案で正副委員長に一任ということなんですけども、委員の皆さんからの提案事項がございましたら、発言をしていただければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

休会中の所管事務調査については、シティセールスについてを行わせていただこうと思っています。

日程のほうなんですけど、第1回を決めていかなあかんのかな。これは後でいいか。

済みません。今ちょっと事務局と話をしていましたのは、シティ・ミーティングがこの12月26日に総務常任委員会はたしかあったと思いますが、その中で、意見が必ず市民の方から出てくると。その意見仕分けを委員会としてやらなければならないと。その案として、1月11日の金曜日、または1月15日の火曜日、どちらも午前9時から午前10時という日程しかございませんので、皆さん、どちらかに決めていただきたいです。

毛利彰男委員

もう一回言うてください。1月の。

早川新平委員長

11日金曜日、午前9時から午前10時。それから、1月15日火曜日、午前9時から午前10時、この2案のうちで。

毛利彰男委員

15日、ちょっと会派会議が午前9時からあるもんですから。

早川新平委員長

そういうご意見がありましたので、よければ1月11日の朝9時からという形で決定させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

9時から10時、1時間。委員会があるんです。そういったところで、日程がタイトになっていまして、この時間しか取れないということで、1月11日金曜日、午前9時から午前10時という形をお願いをしたいんですが。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

シティ・ミーティングで出てくるであろう、その意見の仕分けという形でさせていただきます。

第2回は、2月1日、これは休会中の所管事務調査ですが、先ほど第1回の日程を決めてないんですが、2回目は2月1日金曜日、午前10時という形をお願いをしたいんです。

議会事務局原主事

資料の書き方がわかりにくくて申しわけないのですが、休会中の所管事務調査につきましては、まとまった時間が取れるのが2月1日です。これは常任委員会共通開催日なんですけども、その1回しかございません。ですので、シティセールスについての所管事務調査は2月1日の1回のみと、そういうことになります。

先ほど決定いただいた1月11日の午前9時から午前10時、これにつきましては、先ほど委員長がおっしゃっていただいたとおりシティ・ミーティングで市民の方から出された意見の仕分けを行うためだけの委員会という形になります。よろしくお願いします。

早川新平委員長

今事務局から説明を補足していただきまして大変申しわけなかったです。

それでは、もう一遍確認をさせていただきます。

1月11日金曜日、午前9時から午前10時がシティ・ミーティングにおける意見仕分けを行います。そして、休会中の所管事務調査は、2月1日の金曜日、午前10時からという形でさせていただきます。

笹岡秀太郎委員

ちょっと事務局さん、確認ですが、12月19日に総務委員会協議会が開催されるわな。手続上、議長報告は要らへんの。協議会で要らへん。

議会事務局原主事

協議会ですので不要です。

笹岡秀太郎委員

それじゃ、申し入れ程度で。

早川新平委員長

そうですね。

皆さんのお手元に配付をされておる調査報告書の確認ですけれども、報告書案について、これは前回の休会中の所管事務調査、債権管理についてですけれども、その報告書案についてご一読をされたと思うんですが、あれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ありがとうございます。

先ほど少し話の中に出ましたけれども、12月26日水曜日、午後6時半より午後8時45分まで、海蔵小学校において総務常任委員会が議会報告会並びにシティ・ミーティングを行います。海蔵小学校1階の多目的室と。その形でさせていただきますので、お願いします。

常任委員会としては、役割分担を、前も決めたような決めなかったような形で、もう皆さんですから、その形でやらせていただいてもいいのかな。どうですか。

シティ・ミーティングのテーマは防災対策、今回もそうです。集合時間は午後5時半で、設営をしてくださいということですので、午後5時半によろしくお願いします。

毛利彰男委員

駐車場はセンターなの、学校内にあるの。

鹿間議事課長

学校の横にもございますので、そこはまた詳しくは確認させていただきます。

早川新平委員長

それも調べておいてください。で、報告をしてください。

鹿間議事課長

現地をもう一遍確認の上で連絡させていただきます。

毛利彰男委員

ちなみに駐車場は広いんですか。

鹿間議事課長

もう学校は冬休みに入っていますので、この時間やったらほとんど帰られる時間だと思  
っているんですけどね。その辺もまた確認の上。

早川新平委員長

それでは、朝一から遅くなりましたが、これにて全て終わりとさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。次回、とりあえず1月15日、午後1時半からの予定  
ですので、よろしく願いいたします。

17:28 閉議